

令和2年3月2日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

2. 欠席議員

21番 松崎 辰義

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 坂井 明子  
事務局参事兼次長 秋山 勲  
主任 信國 美保子  
書記 中園 弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	松 尾 一 秋
健康福祉部長	白 坂 正 彦
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 部 長	井 手 勇 一
総 務 課 長	野 田 勝 広
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	古 家 浩
企画政策課長	馬 場 浩 義
地域振興課長	平 武 文
観光振興課長	荒 川 真 美
税 務 課 長	丸 山 隆
環 境 課 長	牛 島 憲 治
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
介護長寿課長	橋 本 妙 子
農業振興課長	原 信 也
林業振興課長	若 杉 信 嘉
商工・企業誘致課長	仁賀木 大 助
学校教育課長	中 島 賢 二
社会教育課長	石 川 幸 一
スポーツ振興課長	毛 利 昭 夫
文化振興課長	久 間 政 幸
黒木支所長	月 足 稔

## 議事日程第2号

令和2年3月2日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高橋信広議員
- 2 牛島孝之議員
- 3 青木勉議員
- 4 森茂生議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日より一般質問でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

お知らせいたします。高橋信広議員、牛島孝之議員、青木勉議員、森茂生議員要求の資料をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願ひます。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

#### 日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

皆様おはようございます。8番高橋信広でございます。

まずは新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになった方々へお悔やみ申し上げますとともに、感染されました皆様にはお見舞い申し上げます。一日も早く収束し、平常な生活、社会が戻ることを祈るばかりでございます。

このような中に、傍聴席の皆様には、こういう事態にもかかわらず早朝よりお越しいただ

きまして、ありがとうございます。

それでは、一般質問をいたします。

本日は、高齢者支援について及びSDGsに対する取り組みについての2点質問いたします。

1点目の高齢者支援について伺います。

日本が少子・高齢化社会と言われて久しくなりますが、高齢者の絶対数のピークは2042年の3,935万人で、20年以上先になるという一方、当市は来年度末には絶対数はピークを迎えるものと推測しております。そのような状況を踏まえて、高齢者に対する支援について、5つの観点で質問いたします。

1つは、昨年6月に策定されました認知症施策推進大綱に基づいた取組、特に市町村要請のKPIに対する進捗状況を中心にお尋ねいたします。

2つ目は、来年度からフレイル健診が導入されますが、フレイル予防の重要性と現状の事業についてお聞きいたします。

3つ目は、免許証返上によって移動手段を変えざるを得なくなった、あるいは高齢化による事故リスクが高まるなど移動支援のニーズが増加しております。国土交通省も高齢者の移動手段確保のための対策が検討されていますが、当市としては高齢者の移動手段について、どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

4つ目は、高齢者の就労支援については、どのような形で取り組んでいただいているのか、また後継者不在による事業継承についての現状をお聞きいたします。

5つ目については、ごみ出しなど日常生活の困り事に対しては、近隣自治体事例の横展開が可能かどうかを含めて今後の考えについてお聞きいたします。

次に、SDGsに対する取組について伺います。

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないということを理念とした取組と示されております。日本も積極的に取り組んでおり、昨年12月にはSDGs実現のための行動指針を改定し、達成に向けた取組を加速化させています。また国は、自治体企業、各種団体がSDGsに関心を持ち、多くの団体が取り組めるよう情報発信がなされているところです。

このような状況の中、当市としてSDGsに対してどのような考えであるのか、また具体的に取り組む計画があるのか、これについてお聞きいたします。

以上2点について、執行部におかれましては明確な回答をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

これより質問席に着いて順次お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

改めましておはようございます。本日の本会議、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、高齢者支援についてでございます。

認知症施策推進大綱に基づいた現状の取組及び今後の具体策はというお尋ねでございます。

本市では、八女市認知症支援在宅医療介護ガイドブックの全戸配布により、認知症への理解を深めるための普及啓発を推進しております。また、認知症サポーターの養成や認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームによる専門的な支援など、相談や支援体制の充実を図っているところでございます。あわせて、認知症がある方の多くが生活習慣病を基礎疾患として持たれていることから、介護予防事業におきましても、生活習慣病予防の視点を持って認知症予防に取り組んでおります。

今後も小中学校での認知症サポーター養成講座の開催や認知症サポーターのスキルアップ、認知症ケアパスの情報更新及び全戸配布など、それぞれの事業の拡充を図りながら、認知症に対する予防や相談、支援体制の充実に努めてまいります。

次に、フレイル予防に対する支援策は、どのような事業に取り組んでいるのかという御質問でございます。

フレイルは運動機能や認知機能などの心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあって生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態と言われております。要介護状態に至る前段階として位置づけられておりますが、一方で、適切な介入や支援により生活機能の維持向上が可能な状態とも言われております。そのため、本市では運動療法のみならず、生活習慣病の重症化予防など、フレイル予防に有効な介護予防事業を実施しているところです。

次に、安全運転サポート車補助をはじめ移動支援について、今後の具体策はという御質問でございます。

高齢ドライバーの事故の主な原因として、アクセル、ブレーキの踏み間違いが上げられます。このような事故を防止するために、アクセルとブレーキの踏み間違いを抑制する装置が販売されておりますが、この装置を取り付ける費用に対する補助金を高齢者安全運転支援装置普及促進事業として計上した令和2年度予算案を今定例会に上程しているところです。また、高齢者御自身で車の運転能力等を確認していただくシニアドライビングスクールも継続事業として取り組んでまいります。

次に、就労支援の現状と今後の取組はというお尋ねでございます。また、事業継承に対する考えと支援策はという御質問でございます。

就労支援の現状といたしましては、高齢者の社会参加と生きがいを推進するとともに

に、就業機会の確保を促進することを目的に、八女広域シルバー人材センターの運営に対する助成を行っております。事業承認に対する考えといたしましては、農業者や商工業者の高齢化が進んでいることから、農業における新規就農者の確保や商工業者の事業承継が大きな課題になっていると認識いたしております。このような中、特に商工分野におきましては、八女商工会議所や八女市商工会と認識を共有し、商工業者からの相談に丁寧に対応していきたいと考えております。また、国や県の支援制度も活用し、事業承継につなげていきたいと考えております。

次に、ごみ出しなど日常生活における困り事に対する支援策は検討されているのかというお尋ねでございます。

本市では、日常生活を支援する単独事業といたしまして、配食サービス、高齢者生活支援ヘルパー派遣、緊急通報システムによる相談対応などを実施しています。そのような状況において、近年では買物の支援、ごみ出し、電球の取替えなどの困り事が寄せられております。中でもごみ出し支援に対する要望が多く、関係各課で協議を重ね、現状把握のための調査費と支援体制の構築等に要する経費を計上した令和2年度予算案を今定例会に上程いたしております。今後も八女市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進役である社会福祉協議会、民生委員・児童委員など関係団体と連携を図りながら、地域における互助・共助といった支え合う福祉のまちづくりに努めてまいります。

次に、SDGsに対する取組についてでございます。

SDGsの取組に対して本市としての基本的な考えはという御質問でございます。

SDGsにつきましては、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された世界共通の17の目標です。国内におきましては、2016年5月、内閣にSDGs推進本部が設置され、多くの関係省庁の連携のもと、様々な取組が推進されております。本市におきましても、現在、直面している喫緊の課題であります人口減少、少子・高齢化に歯止めをかけ、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進していく上で、SDGsの達成に向けた取組は地方創生の実現に資するものであり、その推進は極めて重要であると認識しております。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連性及び位置づけをどのように捉えているのかという御質問でございます。

本市の第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和2年度中に策定してまいります。この策定に当たり、SDGsの推進につきましては、国及び先進自治体の取組状況などの調査研究を行いながら、具体的な関連づけや位置づけについて検討してまいります。

次に、SDGsは幅広くグローバルな課題であるが、どの分野に取り組む計画か、またSDGs未来都市を目指すのかというお尋ねでございます。

SDGsの17の目標につきましては、様々な分野において自治体サービスとの関連性があります。本市におけるSDGsの取組につきましては、今後、先進自治体などの取組についての調査研究を行いながら検討してまいります。また、今後、本市のSDGsに取り組む具体的な方向性を示し、取組を推進していく上でSDGs未来都市についても研究していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○8番（高橋信広君）**

ありがとうございました。この高齢者支援の最初の認知症のこと、それからフレイル予防につきましては、12月議会のときにやろうとしましたが、ほとんどできなかったということで、これから入りたいと思います。改めて質問させていただきます。

この認知症の現状ですね、前回の12月議会のときに健診あるいは医療、それから介護予防のデータから75歳以上の方の約17%ということで出していただいていたけれども、この根拠、これも含めて、大体八女市に今、65歳以上が2万2,000人以上いらっしゃいますけれども、大体どのぐらいの方がいらっしゃると推定されていますか。そこからお願いします。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

認知症の方が約17%と出しております根拠ですけれども、平成30年度の八女市の高齢者の健診、それから医療、それから介護データの一体的な分析を国民健康保険データベースシステムというところで行っております。その中で認知症の方が約17%という数値を出しているところがございます。また、それによりますと、認知症の方の推測される人数は2,011人というところが出ております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

この認知症の推定人口というのは、いろいろなデータがあって、例えば、この認知症施策推進大綱の中には、2018年には65歳以上の7人に1人と。それからいくと、八女市の場合は3,500人ぐらいになるんですね。かなりばらつきがあるのかなと思いますが、なかなか実態としては大枠では捉えても、絶対数として確実な数字はなかなか出ないのかなと認識しております。

今、八女市のほうは、先ほど冒頭に申しましたように、65歳以上の方というのが、ほぼピークに近づいておりますよね。多分、来年度末か次ぐらいになるかもしれませんが、ピークですので、そういう意味でも高齢者対策というのは非常に重要ということから今回お願いしているところです。今、この大綱に基づいてやられている中に、認知症地域支援推進員、それからもう一つは認知症初期集中支援チーム、この2つの具体的ななどという

方々がこことの2つの連携も含めて、どういう形でやっていただいているか、これについて御説明いただけますか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

認知症地域支援推進員につきましては、八女市の中に保健師がおりますけれども、その中でそういう研修を受けまして、今、八女市のほうで地域支援推進員のほうを3名配置しているところがございます。そういう支援専門員を配置することによりまして、相談体制を充実させるというところで取組を行っております。実際配置しておりますのは、地域包括支援センターの職員として、今、配置をしております。

それから、初期集中支援チーム、これにつきましては、認知症の方をできるだけ早く初期のうちに発見といいますか、そういう方をできるだけ相談体制につなぐ、また適切な治療を受けていただくためにつなぐというところで、そういう認知症の初期集中支援チームを行っております。その中で、筑水会のほうにそういう委託をいたしまして、その中で必要な方はそういうところにつなぐというところで対応をしております。人数といたしましては、平成29年度で依頼をされた方が8名で、修了された方が5名。それから平成30年度においては、依頼者が4名、修了者が1名ということで、また継続してそれぞれ対応をさせていただいております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

今の御説明では、詳しいこと、またこの件は改めて聞かせていただきます。

次に、この大綱の中に、いろんな市町村単位で、市町村で100%やってほしい、あるいは取りかかってほしいという50%、大綱の中にいろんなKPIが入っていますよね。そのピックアップした中で、例えば、事前に本人の意思表示を確認する取組であるとか、それから先ほど冒頭に市長答弁であった認知症ケアパスの作成というのは、これ多分やられていると思うんですが、このケアパスについては、具体的にどういうことなのか、もうひとつ理解できないので、これについて御説明いただきたいのと、そういうことで、いろんなことが入っている中で、どういうところを取り組んでいただいているのか、これについてお答えできますか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

まず1点目の意思表示というところでございますが、高齢者の方が、例えば、終末医療、お元気なうちにそういうものについて意思表示をしていただく。そういうことで在宅医療、介護連携、そういうものについて進めていただくということで大変重要なところを捉えてお



ります。その中で、高齢者の方がそういう意思表示をしていただくことが大変重要ですという取組を先月でしたけれども、地域包括支援センターの広報を出しております。その中において、そういう取組が重要ですので、皆さん、できるだけそういう事前に意思表示をお願いしたいというお知らせをしているところです。在宅医療介護連携の取組の中で、そういう取組を推し進めましょうというところで進めております。

次に、ケアパス、ちょっと分かりづらい言葉かと思えますけれども、これは認知症の方が、例えば、どういうところに相談に行ったらいいかとか、医療機関、なかなか分かりづらいということで、できるだけ皆さんにそういう相談機関、医療機関等をお知らせしたいというところで資料をつくっております。市長答弁の中にありましたように、このケアパスと言いますが、八女市認知症支援在宅医療介護ガイドブックの全戸配布というところで、平成29年度に全戸に配布しております。今後また情報の更新をいたしまして発行する予定としております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

このK P Iについては、たくさんありますので、ここでやっていくと時間が足りませんが、この中でもう一つ、本人、家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整理すると、ここが僕らサポーターとして一番重要に感じているところですけれども、ここについて、来期、これからですけれども、具体的にどういうお考えか、取組があるのか、教えてください。

#### ○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

認知症サポーターの養成講座というものを八女市のほうで開催をしておりますけれども、当初は認知症サポーターさんというのは、認知症についての理解を深めていただいて、地域で認知症の方を見守っていただく、家族介護の方を支援していただく、そういう役割ということであってございましたけれども、昨年6月に出されました認知症の大綱の中では、さらにその活動をもう一步推し進めて、例えば、認知症カフェの中で、そういうサポーター養成講座を受けられた方が一緒にそこに携わっていただく。そういう取組が求められてきているところです。

それを受けまして、八女市のほうにおきましても、そういうサポーター養成講座を受けられた方についてのスキルアップ講座をまずは取り組んでいきたいというところで、今年度も実施をしていっているところです。来年度につきましても、そういう取組を進めながら、サポーター養成講座を受けられた方々が介護予防の現場ですとか、そういうところで携わっていただくような仕組みができればと考えているところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

これについては、ぜひ私も改めてお願いして取り組んでいただきたいと思います。

そのほかに、八女市で認知症カフェであるとか、それからもう一つ、消費者安全確保地域協議会、これは設置されていますか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

協議会については、八女市のほうでは設置はしておりません。市の中に消費者生活問題の相談を受けるところがございますので、そちらにおつなぎしながら今は対応しております。また、国、県等でそういう高齢者の消費者生活の問題についての研修等もございますので、そういう中で研修をしながら、いろんな相談を受けさせていただいているところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

もう一つ、認知症カフェについては、我々も1件でも2件でもぜひふやしたいと思っていますので、また行政の方のお力添えをいただければと思っています。

それから、先日、皆さん見られたと思うんですけども、2月26日の西日本新聞に、認知症の早期発見を目的としたことで久留米市とそれから大手製薬会社のエーザイが協定を結んだという記事がありましたよね。こういう取組もこれから認知症のこういう大手の製薬会社ばかりじゃなくて、ほかの例えば大手保険会社であったり、そういう異業種関連事業者と他業界との連携というのが非常に大切になってくるような気がしますので、こういうこともきょうは部長いらっしゃいます、部長もぜひそういうことをお考えいただければと思っていますので、こういうこと取組についてはどうですか。

**○健康福祉部長（白坂正彦君）**

高橋議員の質問にお答えいたします。

認知症の対策といたしまして、いろんな業種、事業所との連携をとということで、大塚製薬さんとの契約も久留米市では進めてあるということをお聞きいたしました。本市においても、大塚製薬との協定を結んでおりますので、今後、認知症の関係もいろんな医療機関であったり、あるいは市内の事業所であったり、そういったところで連携をしながら進めていきたいと思っています。特に今年につきましては、総合計画の見直しを図る時期でありまして、また介護保険の第8期に向けた計画策定をする時期でもございますので、十分そういった連携を含めて認知症対策について努めてまいりたいということで考えております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

次に、関連しますけれども、フレイル予防について、答弁にもありましたが、フレイル予

防には有効な介護予防事業というのを具体的にやっているということですが、具体的に大体大ざっぱで結構ですので、例えば、どのエリアまでやっていただいているのか、どういう考えでやっていただくのか、実際の取組について簡単に御説明いただければと思います。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

フレイル予防につきましては、以前より八女市においては介護予防事業の中で取組を進めてきているところでございます。具体的には老人クラブの健康づくり事業の中であつたり、名称として「しっかり貯筋体操」というところで行っております。また、「人生100年教室」というところで本年度取り組んでおりますので、そういう中では、生活習慣病予防とか、そういう点も主眼を置きながら取組を進めていっております。

また、フレイルの低下を招かないためにということで、社会参加、そういうことも重要だと言われております。今、集いの場、サロンの取組等をしておりますので、そういう中でもフレイル予防というところで努めているところでございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

あと、今度、来年度からフレイル健診というのが導入されるみたいですけども、中身見ると、そんなややこしいやつではないように感じてはおりますが、大体どういう範囲でどういうところと取り組んで具体的にやっていただくのか、この辺についてお答えいただければと思います。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

フレイル健診につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というところで求められてきているものでございます。実際の健診の内容については、15項目の質問項目にお答えいただくような形になっておりますが、具体的にはまだどの場で実施するところまでは確定しておりませんが、先ほど言いました集いの場、サロンの中で実施したいところとか、健診の指導、介護長寿課の今の範囲とはちょっと違いますけれども、そういう中で実施するところで今は示されておるところでございます。八女市において具体的にまだどの場所というところでは決めてはおりません。

**○8番（高橋信広君）**

あと昨年の11月19日の読売新聞のオンラインでちょっと見たんですけども、来年度から後期高齢者の健康データ、これが市町村のほうにも一体的に利用できるということが書いてありました。これができれば、こういうフレイル予防あるいは介護予防に個々にしっかりと見ていけるのかなと思いますが、フレイル予防に利用できるんじゃないかと思うんですけども

ども、こういうことは検討されていますか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

先ほど申しました高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、その中で医療ですとか介護、それぞれの情報を一体的に活用して、その方についてのどういう予防事業が有効かとか、そういうデータを集めることは大変重要だと考えております。そういうところで、一部来年度からそういう情報を一体的に活用しながら有効な事業を見定めたり、それぞれの個々の方に指導を行ったり、そういうところを進めていきたいと考えているところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

ぜひその点よろしく願いしておきます。

あと、高齢者の移動手段のほうに移りたいと思いますが、今回、質問しているのは、今、サポカーというのが国のほうで補助金を出したりということもあって、アクセルとブレーキの間違い、そういうことを国の補正予算のほうで出したと思います。八女市のほうは、それはそれとして単独で今回事業をやられていますが、これはあえて単独事業とされた理由を教えてくださいいただけますか。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

今回、八女市がいわゆる単独でということでございますけれども、昨今、話題となっております議員御指摘のブレーキ、アクセルの踏み間違いですね、特に高齢者の方が踏み間違いの件数とか割合とか多いということで、現在の八女市に限っては地域的な地理的な問題、山間部を多く抱えておりますし、移動手段の一つであります自家用車につきましては、皆さん、かなり乗っていらっしゃるということで、対象となる高齢者の方が非常に多いということもございまして、これらの高齢者の方に対しての補助を単独でもということで実施のほうを考えさせていただいているところでございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

この事業については、これは中身についてはあえては申し上げられませんので、ぜひ前向きに進んでいただければと思っております。

今回、移動手段というところで、高齢者の方の免許返上があったり、それからこういう事故リスクが増えたりということで、移動手段がだんだん、今まで特に八女市の場合は車に頼るところが多いんですけども、車から違うものに変えざるを得なくなってきましたよね。そういう中で、デマンドバスもやっていただいておりますが、やっぱり最終的には自分の都合のいい時間に行きたいところへ行って用事を済ませたいという方々に対して、どう支援がで

きるかという視点で何か検討できないのかなということで、いろいろちょっと調べた中では、国土交通省が2年前ぐらいからいろいろ研究をされてきました。そういう中で、例えば、過疎地域限定で、貨客混載で運ぶとか、スクールバス等と一緒にするとか、それからひとつ介護事業をやっている福祉関係の車をうまく使って買物とか用事あるところは行けるようにするとか、あとはタクシーの補助券、それから相乗りとか、いろいろありますけれども、こういうことを含めて、近い将来、具体的に何かお考えがあれば、これについてお聞きいたします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

現在、我が市には個別にはちょっと課題ございますけれども、ドア・ツー・ドアの移動を提供している予約型乗合タクシーというのがございます。新しい移動サービスの考え方として、MAAS（マース）がございまして、ドア・ツー・ドアの移動の最適化と、それにプラスほかのサービスを組み合わせてということで、今ちょっとその分野の情報収集、研究に努めているところでございますけれども、新しい技術、テクノロジーを活用することで、ドア・ツー・ドアの移動が、まずその後の乗換えとか、待ち時間を減らしたりというところで利便性を高めたり、またタクシー自体もエリアの問題でございまして、運行曜日の課題等、頂戴しておりますので、こういった解決にもつなげていきたいとは考えているところでございます。まだ研究中でございしますが、以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

八女市の場合、広域というところもあって、一律にはできないという、それが一番悩みの種とは感じます。それとタクシー会社との共存共栄を図るというところも、守るところは守るというところもあると思うんですね。この前、荒尾市がつい29日の新聞に相乗りタクシーを導入して、これは非常に成果があっていると。こういうことも、これは80%以上は高齢者、74%が女性みたいなことも書いておられて、非常に評価は高いということでした。こういう相乗りというところも一つの方法かと思いますが、先ほど申しました福祉施設の車、この福祉施設にあるところ、ちょっと事業者に聞いたら、今はいろんな規制があってできないですね、そういう自分のところの人の送り迎え。買物に途中寄るということもできないということもおっしゃってましたので、そういう規制が今、緩和されつつありますので、そういうところを利用することについては、意外とできますよとお話がありましたよね。これについてはどういうお考えでしょうか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

御指摘のように、なかなか財源的にもマンパワー的にも市内のある資源というのを十分に

活用するという意味では、福祉施設とか医療機関の車両の活用というのは有効なアイデアであると考えております。ただ、うちの規制の問題もございますけれども、それぞれやっぱり共通のプラットフォームで乗せて、例えば、利用の予約であるとか、そういったものも整備していかないと、なかなか個人であそこの車両を使いたいと思っても、それが実行できないということはあると思いますので、まずそういう予約システムとか配車システムみたいなところで、先ほど御紹介いたしました新しい技術等もございますので、そういった研究をしていけば、それから比較的市内にある車両移動手段というのが有効に使える形になっていくのかとは考えております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

これは大きな課題とっておりますので、ぜひできるだけ早い時間の中で解決策を探り出していただいて、八女市版の移動手段、高齢者の困った人たちの移動手段を確立させていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、就労支援ということで今回出しておりますけれども、このことについては2つありまして、今の高齢者、福岡県がやっておられる70歳現役応援センターというのを四、五年前、たしかこっちでは久留米にも事業所あったと思いますが、こういうところとの絡みとか、八女市の場合は、御承知のように就労率は非常に高いんですね、全国的に福岡県の中でも高い。これは一つはやっぱり農林業という基幹産業、これからいくと定年がないということもあって、そういうことで就労率が高いのかなと思いますし、女性の就労率も高いです。だけど、元気な高齢者がだんだん増えていきますと、一番はやっぱり仕事をもっとしたいという方がたくさんいらっしゃいますので、そういうところの支援を具体的にどういう形でやっていただいているのか、このあたりをちょっとお聞かせいただければと思います。

#### ○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

福岡県では議員御指摘のとおり、高齢者に対する現役応援センターというのは、平成24年から設置されておまして、久留米のほうにもあります。そちらのほうはいわゆる高齢者が農林業とか自宅に仕事があるとかいう方じゃなくて、現役を引退された方とかがその仕事を生かしてするに当たって、全ての高齢者に対して再就職でありますとか、あるいは派遣、あるいは市長答弁にもございましたように、シルバー人材センター等の就業や起業、そういうふうなところ、あるいはNPOとかボランティア活動、そういうふうなことの全体的なところについて支援をしていく組織が現役応援センターということで福岡県の中にも設置されております。こちらのほうとは連絡を密にしてやっていきたいと思っているところでございまして、今、過去5年間ぐらいのやつで少しデータ持っておりますが、八女市で利用登録された方については73件、そのうち進路決定という形、このケースはばらばらで分かりませんけ

れども、進路決定という形でいただいている情報は17件ということで、こちらのほうと連絡調整をしながら、今後もその就業支援といえますか、そちらのほうには努めてまいりたいと思っておるところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

この実際の窓口ですけれども、これは福岡県に直接お話、登録したいという方は、市のほうにもいろいろと絡んでいただいているのか、ワンクッション絡むのか、このあたりの流れというのは、どういうふうになるんですか。

**○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）**

基本的には県へ直接という形でございますけれども、私どもの担当課のほうに言っていただければ、そういう形でお知らせすることも当然可能でございますし、そういうふうな形で御案内をしたいと思っておるところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

分かりました。

もう一つ、この事業承継については、実は私、ある人から自分のところ、いろんな設備あるけれども、もう息子も誰もいないし、跡継ぎがない、誰かに譲るんだけだなみたいな気楽な話がちょっとあって、ああ、そういう人というのは結構あるんじゃないのかなと。全国的には事業承継についての課題として、いろんな取組をやられていますが、一つは八女市の企業の規模の問題とか、そういうのもあるのかなとは思いますが、相談とか、そういうのは実はあるのかどうか、そのあたりどうでしょうか。

**○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）**

事業承継につきましては、特にその商工分野でございますけれども、八女市の中での実態といたしまして、約3,100件の小規模事業者がおられます。380件ほどの中小企業者と言われるたぐいの形がございます。ただいま申しあげました3,100件の個人事業者というのは、ほとんどが家族経営という形じゃなかろうかと思っておるところです。その中で、この方々が現状としてどのような形になっているかといいますと、その商工会議所、商工会といつも連絡を密にしておりますけれども、その商工会のほうで平成29年から30年度にかけて後継者に対するアンケート調査をやっております。それにつきましては、940件ほど会員数が得られた中で有効回答が800件ということで、そのうちの約半分の400件が親族に継承ができないという方がいらっしゃいます。そして、そのうちの70%、280件ほどが自分が引退するときは廃業するときだということでアンケートに答えていらっしゃいます。そういうのが実態でございます。国においてもそういう形で非常に継承者が少なくなってくると見込んでおるようでございますので、その辺については、今後も注意をしながら、私どもとしましては経営者の声を聞きたいと思っておるところでございますけれども、その課題もありまして、なか

なか自分の口からやめるとか、自分の代で終わるとかいう相談ができにくい環境がこの中にはあるんじゃないかならうかと思っております。いずれにしても会議所や商工会と連携しながら、会議所、商工会もこの問題については直面する状態ですので、非常に力を入れていらっしゃいます。ただ非常に、先ほど言いましたように、個人経営者の資産状況とか機微な情報に触れるようなことにもなってくると思いますので、注意を図りながら進めていきたいと思っております。

#### ○8番（高橋信広君）

分かりました。事業承継、本当、難しい課題ではありますが、相談があればどう対応するかというところをぜひお考えいただいて、1件でも2件でもマッチングすればと思います。

高齢者支援について、最後ですけれども、ごみ出しだけじゃなくて、日常生活のちょっとした困り事、これに対して支援策を検討されているかという質問ですけれども、これは今の回答の中にもそういう問い合わせ人数は非常に多いとありました。

たまたま私は久留米に、ちょっと娘のところに行ったときに、こういうシルバー人材センターのパンフレットが入ってまして、中身を見ると、「シルバーお手伝いワンコインサービス」とあったんです。これは朝のごみ出しとか、不燃物・資源ごみ出しとか、それから買物もあります。エアコンのフィルターとか、それから電球の取替えとか、この場合、ワンコインとなり、100円か500円、10分以内だったら100円、30分以内だったら500円という取決めで、ここが取り組まれたのは、糸島市のシルバー人材センターが同じようなことをやっておられたと。それをいろいろ研究して独自でこういうことを考えたということでした。

実際、じゃ、具体的にどういうやり方ですかということで、シルバー人材センターにちょっと訪問していろいろお聞かせいただいたんですけれども、ここでは3種類の今の「シルバーお手伝いワンコインサービス」、それから「空き家の見回り隊」、それから「営農隊」という農業の支援、収穫とか、そういうとき。そういう3つを事業としてある。ただ、集約してワンコインサービスについては、昨年度が1,075件の問い合わせがあって対応した。それから去年の12月まで、まだ3か月残っていますけれども、2,503件ということで需要がどんどん伸びて、今度是对応ができないぐらい今来ていますと。それはいわゆるシルバーの会員さんがいらっしゃる。その人たちが近く、ある程度できる範囲の中で、だから全てができるわけじゃないですよということでしたけれども、いろんなところからやっぱり来られて、対応できるところは全部やっていますということでした。これは同じようなことをやっている、最初言った糸島は「シルバーにまかせんしゃい困りごとサービス」ということでやっております。それから、近くでは小郡大刀洗広域シルバー人材センター「かせしますたいワンコインサービス」、これは500円一律ということで、シルバー人材センターがこういう取組をされておりますが、こういうことは、八女市は可能なのかどうか、これについてお答えい



ただけますか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

八女市におきましては、地域包括ケアシステム推進ということで、地域と連携した介護予防生活支援の展開というところで、生活支援についての取組を進めることが重要ということで進めていっております。その中におきましては、各地域に生活支援コーディネーター等を配置いたしまして、まずは地域での課題等の掘り起こしを進めて、各地域でそういう地域での取組を、地域での支え合いのまず仕組みづくりのお手伝いをしていっているところです。その中で、そういう課題が出てきておる中でも、確かにそういう日常生活支援について、地域で取り組めること、また全体的に市が取り組むべきこと、そういう整理をしているところがございます。その中で、地域のいろんな資源を活用する、その中でシルバー人材センターというところも出てくるかと思えますけれども、今、その件については、どういう機関で取組が進めていけるかということを生活支援コーディネーター等の取組の中で進めていっているところがございます。

**○8番（高橋信広君）**

今の介護長寿課の範疇ばかりじゃなくて、どちらかといったらひとり暮らしの高齢者であったり、高齢者2人だけで、いわゆる介護までいかない人のほうが多いと思うんですね。そういうところですから、介護長寿課だけの問題じゃないんで、どこがリードしていただけるかは別として、こういう小さな困り事に対して、何でも引き受ける体制ができると非常に市民の方々、喜んでいただけるんじゃないかということで、ちょっと申し上げておりますが、こういうところはどこの部署になるんですか、このような考えは。例えば、シルバー人材センターの担当というのはどこ。

**○健康福祉部長（白坂正彦君）**

お答えいたします。

シルバー高齢者の支援対策といいますか、その分については、健康福祉部のほうで行っております。先ほど御答弁申し上げましたように、介護長寿課が高齢者支援という立場で御案内しているところです。

なお、日常生活の困り事の支援につきましては、先ほど議員からも言っていただきましたけれども、いろんな形で各地域取り組んでおります。八女市においても、現在、シルバー人材センターのほうでも日常生活での困り事についても受付をしているような状況もありますが、なかなかまだ浸透していないという状況。それと、八女市社会福祉協議会においても、モデル事業ということで取り組もうということで、今、検討がなされているような状況です。

御指摘の点につきましては、本当に貴重な問題ということで捉えておりますので、今後、

その目的達成のためにも、シルバー人材センターあるいは社会福祉協議会などとの連携を密にしながらかバックアップしていきたいということで考えております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

ぜひ取り組んでいただいて、高齢者の皆さんの困り事に対して解消できると非常に助かります。よろしく願い申し上げます。

最後になりますが、SDGsについて、少しお話を聞きたいと思います。

先ほどの答弁からいくと、まだSDGsについて具体的にこういう取組をしていくんだというところについてはなかった、これから調査研究するという言葉が多かったような気がしますが、一つは、この策定というか、総合計画も今度ちょうど来年度からされます。だから、総合計画のタイミングとSDGsの2030年度というのはちょうどぴったりなんですね。そういう意味では、そういうところも意識しながらということになるんでしょうけれども、今、私の知っている限りでは、この近隣では北九州であったり大牟田市であったり先行してやっておられます。特に北九州の中身を見ると、非常にすばらしい内容になっておりますし、ああいう考えだったらSDGsはぜひ取り入れながら、その結果、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうもそのSDGsが原動力となって進んでいくのかなと思います。この連携あるいは総合戦略との絡みとか、そういうことを踏まえて、今はまだこれから調査ということでしょうが、イメージ的にはどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

#### ○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

総合戦略にどのように位置づけていくかということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、国、県においては、まず国ですけれども、令和元年12月20日に閣議決定されました国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略により、第1期の4本の柱である基本目標に加えて、新たに横断的な目標として地方創生のSDGsの実現などの持続可能なまちづくり、これが示されておるところでございます。これを受けまして、福岡県におきましても令和元年12月20日付で第2期の総合戦略の原案が示されているところがございます。この県のSDGsの取組につきましては、全体的にSDGsの考え方を踏まえた施策の推進に取り組むとの方向性を提示されております。今年度、この県においては策定をさせていただきますので、私どもはこれについて、しっかりと確認をしていきたいと考えているところです。

これを受けまして、本市においてはどのように取り組むかですけれども、国、県の動向を踏まえまして、令和2年度中に第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいります。議員おっしゃいましたように、総合計画も策定をしていくと。この2つが並んで策定をされていくということになっております。特に、この総合戦略につきましては、先ほ

どお話をしましたように、国、県も位置づけるようにお話をされておりますので、様々な分野に関連するものがこのSDGsの目標に定められておりますので、私どもとしても、特にこの総合戦略に位置づけていくことは必要なことであると、こういうことで認識をしているところです。

このSDGsに定められた目標といたしましては、これまでも地方自治体が取り組んできたものもかなり目標として設定されているようでございます。ここの辺をしっかりと今後研究をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

もう一つは、SDGsの考え方、非常にグローバルでもあるし、小さなものから大きなものまで、それこそ自治体も取り組むことができるし、民間のほうも八女市の場合は、どちらかという、民間で既に取り組んでいただいているところもございます。そういう中で、今の地方創生の今度の第2期のほう、それから総合戦略、それから本当は立地適正化計画も絡むんですね、これはこの中にしっかり入ってくると思います。そういうことを考えますと、このSDGsを職員の皆さん、特に幹部の皆さんはもう少し勉強会等しっかりしていただいて、把握しながらやらないと、何かちぐはぐになるような気がしますので、先行されている、例えば、北九州であったり大牟田で勉強をしていただくということも必要なのかなと思っております。少なくとも非常に大事な取組と私も認識しておりますので、ぜひできればモデル都市になっていただきたいと思っておりますので、このあたりを含めて、最後に市長に、先ほどの高齢者の支援の問題、それからSDGsの考えについて、御答弁いただければと思います。

#### ○市長（三田村統之君）

高齢者の問題につきましては、もう様々な議論がなされておまして、八女市も行政としてやらなければならない対策については現状努力をしておりますが、なかなか生活環境ですね、安心・安全な状況にすることについては、様々な今、議論も行われておりますし、これから八女市もその具体的な生活環境、高齢者の方々、認知症の方々の生活環境をどう守っていくのか、このことはしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

それから、SDGsの問題につきましては、いわゆる持続可能な開発目標でございまして、第4次八女市総合計画も令和2年度で終わることになりますし、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略も同じでございます。そういう大きな中長期にわたる計画の時期を令和2年度は迎えていると私は思っておりますので、そういう中で、今、議員おっしゃるような持続可能な開発目標というものをやはりきちっと議会の皆さん、市民の皆さん方の御意見を聞きながら選択をして、着実にスタートできるように努力をしていきたいと思っております。

**○8番（高橋信広君）**

ありがとうございました。八女市もそういうことで、いろんな大事な計画が令和2年度は入っております。このSDGsも含めて、これから計画をつくることで八女市が大いに発展するようにお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

8番高橋信広議員の質問を終わります。

11時25分まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

**○10番（牛島孝之君）**

皆様おはようございます。本日、先ほど出しておりますように4点ほど聞いております。

まず、林業の活性化についての八女市の考えはということで5点ほど聞いてまいります。次に2問目、八女市の教育・文化について6問ほど聞いてまいります。3点目、本庁及び各支所また指定避難所の電源についてということで2問ほど聞いてまいります。最後に4番目、新庁舎についてということで3問ほど聞いております。

傍聴者も見えております。インターネットで見ておられる方もおられるでしょう。執行部におきましては、簡潔明瞭に市民に分かりやすい言葉で答弁をお願いいたします。

後は質問席より随時質問いたします。

**○市長（三田村統之君）**

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、林業の活性化についての八女市の考え方はということでございまして、森林経営管理法とは何かという御質問でございます。

この法律は、森林所有者への意向調査を基に市町村に経営管理を委託することとなった森林のうち林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林については、市町村自らが経営管理を行うことで森林資源の適切な管理と森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とするものです。

次に、自伐型林業とはどのようなものかというお尋ねでございます。

自伐型林業とは山林所有の有無、あるいは所有規模にかかわらず森林経営の管理を自らが行う林業と言われております。森林の管理作業等を森林組合や林業事業体に委託せず自家労働により管理を行うことで林業収入を得る自立、自営的な経営を営み、農業や会社に勤めな

がらの兼業的な就業形態があります。

次に、八女市の林業者の数、山林面積がどうかということでございます。

平成27年の国勢調査による八女市の林業従事者数は192人であり、山林面積につきましては、平成27年農林業センサスにおいて3万1,666ヘクタールとなっております。

次に、林道の整備について補助はどのようなものがあるのかというお尋ねでございます。

本市が管理している林道では国の農山漁村地域整備交付金や福岡県林道事業補助金などがあり、この補助事業を活用し林道整備工事を実施しております。

また、森林整備に伴う作業道につきましては、国、県の造林補助事業の中の森林環境保全直接支援事業や県単造林事業において森林整備と一体的な作業道の整備に対して補助があり、本市ではこの作業道整備につきましても市単独の上乗せ補助を行っているところです。

次に、林業従事者を増やすために八女市の施策はあるのかというお尋ねでございます。

本市の施策につきましては、市内の林業研究グループや森林組合職員などが中心となり、八女地区林業研究連絡協議会を組織化しており、八女林業の振興と林業経営の改善、担い手の技術、技能向上を図るための学習、研究活動を行っています。

また、一人親方労災保険特別加入制度や社会保険などの福利厚生充実のための支援と労働条件の改善、技術、技能向上等に要する市の補助支援で森林の担い手対策事業の取組を進めているところです。あわせて、新規就業者の確保、育成を図るために国の緑の雇用事業や県の自伐林家育成研修事業の活用促進により新規就業者の確保と育成の推進を図っているところです。

八女市の教育・文化についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、3、本庁及び各支所また指定避難所の電源について及び新庁舎について答弁をいたします。

本庁及び各支所また指定避難所の電源についてでございます。

現在の本庁及び各支所または指定避難所の災害による停電時の電源供給についてはどうなっているのかという御質問でございます。

災害などによる停電に対応するため、市役所本庁及び各支所においては、非常用発電設備を設置しています。指定避難所においては非常用発電設備、または持ち運びができる小型の発電機により非常時の電力を確保しています。さらに、電力の優先復旧を含めた電力の早期復旧に関する協定を九州電力株式会社八女配電事業所と締結することにより災害に備える対応を行っています。

次に、電気自動車を公用車として各支所に配置できないかというお尋ねでございます。

現在、本市では電気自動車は配置しておりませんが、災害時の非常用電源として、または省エネ化、エネルギー使用量の削減等も含め、今後、関係部署と検証してまいります。

次に、新庁舎についてでございます。

まず、令和2年1月9日配付の平面図（案）についてでございます。

床面積は変更増は考えられないかという御質問でございます。

基本計画では新庁舎も延べ床面積は1万2,000平方メートルと設定しておりますが、現在進めております基本設計では約1万1,000平方メートルとして別棟で倉庫を検討しております。これは基本計画に掲げた必要機能や設備、また、執務環境現状調査結果、さらには市議会からの提言等をベースに建設コストも考慮し、再検討した結果です。したがって、床面積増の必要があれば慎重に検討しなければならないと考えております。

次に、新庁舎の電源として太陽光発電及び蓄電池の考えはないかというお尋ねでございます。

新庁舎は環境に配慮し、再生可能エネルギー利用の観点から太陽光発電設備については設置する計画で進めております。蓄電池設備につきましては、太陽光発電設備に絡めコストを含めて導入のメリット、デメリットを比較検討しているところです。

次に、新庁舎の建設は現在の場所しか考えられないのかという御質問でございます。

新庁舎の建設地につきましては、敷地面積や条件、幹線道路付近であること、自家用車や交通機関によるアクセス性、官公署等との近接性、防災拠点としての優位性、まちづくりとの関係性、建設スケジュールやコストなど総合的な視点で検討し、現在地が最適であると判断したものです。これを市民懇談会や市議会、そして、市民の皆様方にお示しし、御意見をいただいた上で決定させていただいております。

以上、御答弁を申し上げます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

2、八女市の教育・文化について。

まず、教諭の勤務時間について把握はできているのか、勤務時間確認のためにどのようにやっているのかのお尋ねでございます。

勤務時間の把握はできております。教職員の個人用パソコンのシステムを活用し、各職員に出退勤時刻を入力してもらうことで管理しております。

次に、八女市中途退職の教諭はいるのかのお尋ねです。

平成26年度から平成30年度の5年間で3人の教諭が中途退職をしております。それ以前の資料は残っておりません。

次に、小中学校の除草剤散布はどうなったかのお尋ねです。

令和元年度に八女市立学校において除草剤を散布した学校数は24校中17校となっております。

次に、小中学校の特別教室のエアコン設置について達成率は、今後の設置についての考えはとのお尋ねです。

八女市立学校の特別教室の空調設備につきましては、現在、中学校及び義務教育学校の特別教室のうち76%、小学校の特別教室のうち41%に対して設置しております。今後の設置につきましては、今年度の国の補正予算に係る補助金の内定を受けましたので、小学校特別教室への空調設置に関する経費を計上した補正予算案を今定例会に上程いたしているところであります。これが実現すれば八女市立学校で通常の授業を行う教室にほとんどエアコンが設置できることとなります。

次に、八女市の図書館について、新築移転等の検討はなされているのか、今後の図書館についての考えは、例えば、県立図書館の誘致をできないかとお尋ねです。

八女市立図書館本館は昭和60年に新築開館後、35年が経過し、修理を重ねながら御利用を頂いております。本館については、八女市公共施設個別施設計画の策定中でございますので、その中で検討してまいります。

6、次に、木育について八女市の考えはとのお尋ねです。

木材は柔らかで温かみのある感触を与えたり、高い吸湿性など優れた性質を持っており、豊かな教育環境づくりを進める上で大きな効果が期待できると考えます。学校施設での木材の活用に当たっては、長寿命化改修工事などを行う際には実施可能な範囲で木質化を図っていきたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○10番（牛島孝之君）

まず、林業の活性化ということでお聞きいたします。

市長が26日の議案説明の中で言われました本市の基幹産業である農林業につきましては、森林資源の活用、農業生産基盤の強化を図り、担い手や若者が将来に希望を持って取り組むことができる稼げる農林業の実現を目指してまいりますと言われました。確かに農業についてはJAでも新規就農ということでトマトとイチゴですか、ハウス園芸ということでやっておられます。なかなか林業というのが目が行かないと思っておりますので、聞いております。

まず、「日本が売られる」という堤未果さんという方の森が売られるという中に、2018年5月、参議院議員本会議でまたしてもほとんどの国民が知らないうちに日本の資産を売る法改正が決められたと。その名も森林経営管理法だと。この聞いております森林経営管理法でございます。ただ、この方が書いてあるので、この方の書から見ておりますので、それについてはちょっとお答えしていただきたいと思っております。これに書いてあるのは所有者が切らないでくれと言っても市町村や知事の決定があれば所有者の意思に関係なく伐採してもよい、樹齢55年以上のものは全て伐採と、こう書いてありますが、これは事実でしょうか、どうで

しょう。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

お答えいたします。

現在、私どもで把握しております森林経営管理法はあくまでも経営がなされていない森林を対象に市町村が委託を受けて、その後、経営管理を実施していくもしくは再委託をするというところの観点で、その前段としてほとんど森林所有者のほうに意向調査をしまして森林所有者が経営管理ができないから委託をしますよとかという希望ももちろん取ってまいります。その後の例えば、間伐をやったりとか、作業につきましても計画を立てる段階で所有者との協議の基ですね、間伐をやるとか主伐をするとか、そういった部分での協議が必要になってきますので、もちろん計画書のほうにもそういう形でうたっていくということになっていきますので、みんながみんな先ほど議員が言われた本に書かれているのが事実であるということとは言えないと思います。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

この森林経営管理法の中に経営管理権集積計画の作成と。市町村が定める、あるいは森林所有者の申出と書いてございます。今現在、八女市のほうで所有者の申出、あるいは市町村によって定めたような計画があるのかないのか、お答えください。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

この森林経営管理法が本年度からスタート、施行されておりますので、現状としては、まず森林経営管理の意向調査に向けた事前準備作業を市では行っておりますので、現状としてはまだ集積計画を立てた部分というのはございません。

**○10番（牛島孝之君）**

こういうような本は恐らく売るために危機というか、そういうのをしてあるのかなと思います、極端に言えば。ただ、やはりこういう書にきちっと出ておる以上、それが全然関係ないと、後で言っちゃいかんけれども、この森林経営管理法によって、要するに今山の価値が失礼だけれども、ないと所有者の方もそう思われておると思います。私が知る限り昭和50年頃、恐らくもう10分の1とか、そう値段に山林がなっておるのかなと。そうすると、失礼だけれども、ある程度の値段で買ってくれるならば売ってもいいんじゃないかと。ところが、そこを皆伐してしまったと、後において造林がされないと、恐らく24災害については違うと思いますけれども、これはやはり山の価値がなくなったために手入れもされなかった。それがあの豪雨によって流れてきたというんじゃないかと思うんですよね。宮崎では盗伐という名が新聞にも載っておりましたが、八女市において盗伐というのはいかがですか、聞かれたことはございますか。



**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

現状としては盗伐があったという事実は市のほうでは確認をしておりません。もちろん何らかのそういう盗伐があったという場合には恐らく所有者の方もしくは地域の方からそういった情報等々は流れてくるものと思っております。そういった部分では現在、盗伐はないものと、私どもは通報もあっておりませんので、ないということで認識をしているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

読んでみますと森林経営管理法というのは非常に耳障りのいい言葉だと思います。行政がやってくれるとは言いませんけれども、ある程度計画に行政も介入すると。特に今、山が先ほども言いましたように価値がない——価値がないという言い方はおかしいですけども、随分安くなっているからやっぱり山林の所有者もどうかしようと。そこにいろいろな方が入ってきて皆伐ということをされたと、主伐、あるいは皆伐と、やっぱり後でしまったという事のないように、ぜひそこら辺はきちっと市のほうでしていただきたいと思います。それについてはいかがですか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

先ほどもちょっと触れておりますが、意向調査もしくは実施権を結ぶ際には森林所有者等々と、そういった今後の市が例えば、管理する場合もしくは林業事業体が管理していく場合、それぞれ所有者の方とそういった施業のやり方等々も協議して契約をしまいたしますので、そういった部分については、的確に市としても指導を林業事業体のほうにもやっていきますし、市としても的確な管理ができるように努めてまいりたいと思います。

**○10番（牛島孝之君）**

やはり後からしまったということのないようにしていただかないと皆伐等がされたときに、山というのは50年、60年という周期で回りますので、ぜひそういうことのないように行政もちゃんとそういうところに目を届かせていただきたいと思います。

次に、自伐型林業ということでお聞きします。

この中にも書いてあります、自伐型林業、山の形状に負荷をかけないということで、切った木材を工夫して並べ巨大トラックでなく2トントラックに小さな運搬機を乗せてそっと運ぶのだと。例えば、徳島県にある豪雨でもびくともしなかった自伐型林業の山が日本にとってなくてはならない防災という安全保障機能の一つになっていることを知っている人はどれだけいるだろうかということ。今現在、数字として出ていないということですが、自伐型林業を今後、八女市として進めていくためには、やはりそこに新規就業者が必要だと思います。そのためにはどのような施策を八女市で行われるのか、お聞きします。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

自伐型林業と併せまして、やはり担い手育成という観点から、市といたしましては、現在、八女市におきましては、先ほど市長答弁にもございましたように、森林組合職員、それから、各地域の林家の方、または林研グループ、そういったもので組織します八女地区林業研究連絡協議会というものがございます。この会員の中には、当然、自伐型林業を行ってある方も加入してありますので、そういった各地域の林業研究グループでの担い手育成活動とか研修などをさらに推進してまいりたいと思っているところでございます。

また、なかなか単独市町村では難しい部分もございまして、担い手確保という観点から現在ではですね、県におきまして自伐型林業として活動するために必要なチェーンソーの操作、それから、伐木、造材などの基礎的な知識とか技術が習得できる自伐林家育成研修講座というものが数回開催されておりますので、こういった部分での連携を図りながら自伐型林家の育成と併せて担い手の確保という観点から取組、支援等を行っていきたいと考えております。

**○10番（牛島孝之君）**

八女市の林業者の数、山林面積ということで資料を頂いております。林業従事者数、平成17年156名、平成27年192人、16名も増えているように思いますがけれども、全体就業者の率としては0.6%と、やっぱりここをどうかして増やさないと、本当に山を守っていただける人たちがいないと。お年寄りの方と言いますがけれども、やはり高齢化していると。昔は冬から山の手入れをする、春になれば農業をする、山の手入れと同時に土木工事の手伝いに行くとか、そういうので十分生活ができたように思いますがけれども、今なかなかそういうことができませぬ。

そこでお聞きします。林業従事者を増やすためにということで、地域おこし協力隊に林業をと募集されたことが八女市はあるのかなのか、まずお聞きします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

平成29年度に矢部村におきまして林業に関する業務ということで、これを地域協力活動とする隊員の採用実績がございました。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

それは何名でしょうか、人数までお願いします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

1名でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

その方は1名と言われ定着はしておられますか、1名の方はいかがですか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

この隊員につきましては、11カ月の在任で離任されております。その後、市からも転出されておりますので、定着はされておられません。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

先ほどは1名来られましたと。聞きますともう八女市から離れておられますと、そこまで言うていただかないと1名の方が定着したという答弁になるわけですよ。それは確かにその方もいろんな事情があつて離れられたとは思いますが、きちつとそういう方が定着でき、収入がある程度でないと生活は幾ら好きでもできんわけですよ。やっぱりそこら辺を考へていただいて、全国的に見ますと町、村という、特に村という名前のつくようなところでは百何十人と移住があつておると、NHK、民放でよくやっております。書も出ております。ちゃんと読んでおります。岡山県の西栗倉村、課長ともお話をしました。そこにはどのようなところが関係しておられるのでしょうか、お聞きします。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

西栗倉村の情報といたしましては、そういった地域おこし協力隊ないし様々な林業の部分でも結構担い手確保、それから林業のみならず地域の方の、地域と一体となった、そういった移住者といいますか定住者といいますか、そういったものの様々な施策に取り組んでいるということで認識をしているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

平課長にお聞きしたかったのは、平課長とお話ししたときにトビムシという会社関係しておりますと。この八女市にもトビムシさんはちゃんと入っておられます。その西栗倉村でもうやっておられます、現実に。そこは保育所の子どもさんたちが増えたと、将来を担う村に定住して、間伐材等を利用して机、椅子、そういうとをちゃんと木工できるような会社もできておるようです。ちゃんとNHKでも流れました。本も出ております。読みました。八女市でできないはずはないと思いますが、林業振興課長いかがですか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

様々な施策といいますのは、それぞれの担当課が連携を図りながら今後やっていく必要があると思いますので、林業の担い手育成確保を踏まえまして、そういった部分では今後、ほかの課と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

**○10番（牛島孝之君）**

今まで何度も言うてまいりました。一番悪い縦割り行政の弊害ではないのかと。林業振興課としては林業の従事者の育成と、就業者の育成、地域振興課、人が住んでもらわなくちゃいけないと。移住・定住と、何でもこういうところは連携してできないかということなんですよ。市民が望むのは何々課はここまでの仕事、何々課はここまでの仕事じゃなくて横並びで

一生懸命八女市をどうするか、移住・定住、移住だけじゃないです、それが定住を伴うと、林業従事者が増えていく、そういうことをするべきでしょう。これは何課ですよ、これは何課ですよと、以前からずっと言ってまいりました、一番悪い行政の縦割りの弊害ではないかと、これについては松崎副市長に、どう思われますか。

**○副市長（松崎賢明君）**

地域振興については、今、議員おっしゃったように、産業振興と定住、これは切り離しても離れないものだと認識しております。事業の推進に当たってはそれぞれのポイントポイントで部局間を超えて連携を進めていくよう取り組んでいるところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

連携を進めてまいりますと言うけど、そういうことができないから今までも聞いております。ぜひ今後はですね、何課がここまでじゃなくて、何課と何課が一緒になって、あるいは八女市全体として一つになってやっぱり移住・定住者を増やしていくと、定住人口を増やしていくと、そういうことをぜひお願いしたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

様々な行政の課題、今日的課題につきましては、御承知のとおり、行政内連携を取りながら事業の実現、実行に向けて現在も進めておるわけで、単独でやれるはずはないという課題もたくさんございます。そういう問題については連携をしながら今後もやっていかなきゃならないと思っております。

ただ、今、牛島議員言われるように、八女市にとっては農業、林業というのは極めて重要な産業であり、これから特に農業も現段階では非常に厳しい環境の中にございますけれども、林業も厳しい状況にございます。御承知のとおり、一時は立米15千円というところまでいきましたけれども、現在ではまた8千円台に実は価格が低下をいたしております。したがって、今、議員おっしゃるように、収益が上がる、これで生活ができる、そのためにはどうしたらいいのか。まず最初に、林業に取り組んですぐ収益が上がって生活ができるような環境にはなかなかならない。じゃ、その間はどうかバックアップしていけるのか、あるいは他の産業とも連携をしながらその関係する人を支援していく、いろんな角度で考えないと林業だけで生活ができるような環境を一日も早くつくることは理想的なんだけれども、なかなかそうはいかない現状にございますので、そのあたりはやはり十分あらゆる角度から検討しなきゃいかんだろうと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

ぜひ山が荒れて災害等が起きないように市のほうにはお願いを申し上げます。これでこの質問は終わります。

次に、八女市の教育・文化についてということで、教諭の勤務時間、勤務時間の状況とい

うことで頂いております。西日本新聞2020年2月28日、2016年度の国の調査で、残業時間が過労死ラインとされる月80時間を超える先生が小学校で3割、中学校で6割に上ることが分かりましたと。これは福岡市教育委員会の篠原職員課長という方が書いておられます。頂いております資料、八女市におきましては80時間超えたのは全体で4.8%、中学校で義務教育学校後期含むとしまして80時間を超えたのは6.6%。2016年の国の調査とあまりにも数字が違います。まず、この数字についてはどのように思われますか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

教員の超過勤務時間についてですけれども、昨年度と比較いたしましても減少をしております。減少傾向にあるのは間違いないと考えているところです。要因といたしましては働き方改革の指針に基づきまして、例えば、部活動指導員であるとか、あるいは週1日の平日の部活動中止であるとかいった施策が少しずつ功を奏しているのかなと考えているところです。

**○10番（牛島孝之君）**

前から聞いております。今聞きましたのは小学校で3割、中学校で6割という数字が国の調査で出ているわけですね。ところが、八女市の調査では平均の80時間超えは小学校で4.8%、中学校で6.6%、あまりにも数字が違いませんかということをお聞きしております。前年よりも少なくなったじゃなくて国の調査よりも極端に言えば1桁違うわけですよ。本当の数字がこの4.8%、あるいは6.6%に出ているのかということをお聞きしておりますが、いかがですか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

本年度から新たにタイムカード方式という形で勤務時間の調査を行っております。これにつきましては、端末を職員室に置きましてそこで出勤してきたときに画面をタッチする、そして、退勤するときに画面をタッチするという形で行っております。ですので、ほぼ正確な時間が出ているのではないかと考えておりますが、一方で、何しろ本年度から導入した形でございますので、まだ慣れていない職員がいるかもしれません。そこら辺につきましては、しっかりと定着がするように指導をしていきたいと考えております。学校教育課としましては、現状そのやり方で出てきた数字ですので、正確な数字であろうと考えているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

学校教育課から正確な数字と言われる以上、それを信頼するしかありませんので、80時間超え云々については、これで終わります。

次に、これは福岡市教育委員会の課長のあれですけれども、要するに残業の削減、そのためにはどういうことをするのかと、これはあくまでも福岡市です。具体的には休日消化の推

進、夜間の学校への電話を控えてもらうよう外部への協力要請、事務作業や作成書類の削減など30項目の改善策を盛り込んでいますとなっております。八女市においてこの改善策はつくられておりますか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

八女市におきましては、八女市教職員の働き方改革取組指針、昨年の3月に出しているんですけども、この中で、例えば、学校のICT化ということで、ICT環境の充実により業務の効率化を進めるでありますとか、あとは退庁時間、定時の退庁時間の設定ということで20時以降残ることがないようにというところの目安を示しておりましたり、あるいは学校閉庁日という取組でございますが、こちらは夏休みの8月13日から8月15日の平日、あるいは12月27日、28日の平日については、学校閉庁日ということで基本的には職員には休んでいただく。その間の電話対応等につきましては、自動的に学校教育課のほうに転送されるようなことを取り組んでおります。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

次に、八女市中途退職者の教諭がいるのかということで、これはなぜかといいますと、2020年1月8日、西日本新聞、新任教諭目立つ退職、1年内に全国で431人、負担が重く心を病むケースもと書いております。資料を頂いております。平成26年から30年度3人、このうち新任教諭の方はおられますか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

資料にあります3名の方の退職理由でございますが、平成28年度の1人というところにつきましては、死亡されております。平成30年度の2人につきましては、2人ともに新任の方であるということでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

やはり子どもたちを教えるということに希望を持って恐らく教諭に就かれたんだろうと。そういう退職ということがないように、数字が間違っておるとは言いません、もう何度も言いますけれども。ただ、本当にきつい仕事だろうと、極端に言えばブラックだろうと週刊誌にも書いてございました。そういうことがないように、昔は聖職者ということで教諭のことを言っておりましたけど、今どう言うのか知りませんが、やっぱり希望を持って子どもたちを指導したい、教えたいということで教師になられたんだろうと思います。そういう退職の内容にぜひ教育委員会としても指導をお願いしたいと思います。

次に除草剤ですね。これは以前の教育長のときも聞きました。そのときの教育長答弁は子

どもたちがあまり行かないところ、敷地内のということで答弁をいただきました。私はそのときに、いや違いますよと。敷地全てにおいて除草剤は使うべきではないということを申し上げました。教育長、今はどういうお考えですか。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えいたします。

以前、御質問をいただきましたときに答弁を申し上げているとおりで、全てをなくしてしまうということは現実問題として今の段階では難しいのかなと。できるだけ農薬を使わない方向でやっていきたいということは間違いないことだろうと私たちも思います。ただ、現実的にやはり難しい場合は以前答弁を申し上げましたように、子どもが通らないところとか、そういったところに限っては使わせていただいているということでございます。

また、以前も御指摘をいただきましたけれども、子どもの数が減ってきておまして、学校の職員だけではなかなか難しいというところもありますので、今、地域、学校協働活動等、地域の方を巻き込んで様々な取組をしていくようにやっておりますので、その中での活動等ということのできるだけ少なくしていきたいと考えているところです。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今、全てにコミュニティ・スクールが出来上がっているわけではありませんけれども、学校運営協議会があつてコミュニティ・スクールも徐々にというか、恐らく全ての学校にコミュニティ・スクールができるんじゃないかと思っております。今言われたように、地域の力を借りてと学校はすぐ言われます。学校、保護者、地域と。ところが、なかなか地域が入っていけないような状態が以前はございました。やはりこういうことも地域と一緒にあって、その卒業生が当然その地域におります、あるいは保護者もおります、協力できませんかという一言だけ言われれば喜んでされると思いますよ。

私は家庭において除草剤を使われることには賛成反対は申しません。それは当然、親であり、あるいは祖父、祖母であり家族の責任だろうと思えます。ところが、学校においてはたくさん子どもたちが地域から入ってまいります。これは何かあつたときに、訴訟問題等々になったときに困るわけですよ。やれることからやっていくためには地域にお願いするのも必要だろうと思えますが、それについて学校教育課長どうですか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

今、御指摘をいただきましたコミュニティ・スクール、この関連で地域、学校協働活動という位置づけで取組を始めているところでございますので、こちらのほうの力を得ながらも、先ほどの除草剤散布についても少しでも改善できるように取組をしていきたいと考えており

ます。これは学校教育課だけでなく社会教育課とも連携しながら取組をしていきたいと考えております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

除草剤散布をしませんという答えはいただけませんでしたけれども、私はやっぱり小学校の敷地内は一切除草剤というのは散布すべきではないと思っております。ぜひそこに向かって頑張って努力していただきたいと思っております。

次に、エアコンの問題も聞いておりますが、エアコンについては補正予算等々においてついておりますので、100%になるのかどうか分かりませんが、ぜひ100%に近い数字、あるいは100%やっていただきたいと思っております。

次に、八女市の図書館ということで、これは文化ということで聞きますが、ここに三上卓という方の高山彦九郎よりとインターネットで取ってまいりました。高山彦九郎が寛政3年、1791年11月に上妻郡津江村、これは恐らくその頃は上妻（こうづま）とは言わなかったと思う、上妻（あがづま）郡、郡だったろうと思っております。恐らく筑紫広門の時代だろうと思う。その中に高山彦九郎が「筑後の文武は上妻にあり」と言っております。そういう文化の拠点であった八女市において図書館問題、これは子ども議会によって子どもさんから聞かれました。よそは22万冊だったでしょうかと聞かれたときに八女市はどうでしょうかと。最終的には分館を含めれば約20万冊となっておりますけれども、やっぱりこの図書館というのが文化の拠点、そうならなくちゃいけないと思っております。

新築移転等の検討はなされているかとお聞きしましたところ、八女市公共施設個別施設計画、これは実際もう行われているわけですか、いかがですか。

**○文化振興課長（久間政幸君）**

お答えさせていただきます。

計画につきましては、今年度と来年度におきましてつくるようにしております、現在、建物の状況について確認をいたしているところでございます。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

それでは、お聞きします。今の図書館、築何年でしょうか、まずお聞きします。

**○文化振興課長（久間政幸君）**

お答えさせていただきます。

昭和60年、新築開館でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

例えばということでお聞きしておりますが、県立図書館等の誘致はできないかということ



でお聞きしております。これは市長、県議も経験されておりますので、ぜひこの八女の地に県立の図書館、これは私の構想ですけれども、そういうことを県に対して要望できないか、隣の筑後市には芸文館があります。県立美術館をどこに造ろうかという新聞記事は出ましたけれども、案の定と言っちゃいけませんけれども、やっぱり元の近辺と、福岡市ということになりました。昔は「筑後の文武は上妻にあり」と言われたようなところですので、ぜひできる、できないじゃなくて誘致活動といいますか、そういうことができますでしょうか、いかがですか、市長。

**○市長（三田村統之君）**

お答えいたします。

まず、県立美術館（97ページで訂正）について県がどのような具体的な検討をしているのか、そのあたりを確かめながら要望として県に県南の県立図書館として設置いただくことについての要望はできないことはないと思っております。

それともう一つ、これは所管が違うんですが、教育委員会の問題でございますが、現在の図書館の環境、子どもたちがよく、今でもそうですけれども、入学試験なんかを控える子どもたち、あるいは定期試験を控えるときに図書館で非常に子どもたちが勉強しています。これは余談な話で申し訳ない。ただ、環境が余りよくない。例えば、オーバーを肩にかけてかぶって、そして震えながらあそこで勉強している、実はそういう実態もございます。したがって、老朽化している部分もあろうと思えますし、やはり子どもたちにいかに議員おっしゃるように、図書館に関心を持って八女の文化を学んでいただく、また、あるいは学校教育の様々な課題に取り組む子どもたち、そういう子どもたちの環境をつくるのが極めてこれから大事になってくるのではないかと思っております。

これは私の私見でございますが、現在の図書館でこれからもいいかということにはならない、やはり検討していかなきゃいかん時期に来ているんじゃないかなと思っております。議員がおっしゃった県立美術館（97ページで訂正）の要望については県とも話をしてみたいと思います。

**○10番（牛島孝之君）**

次に、木育と。これは以前も聞きましたけれども、今後どのようにされるのか方針だけお聞きします。学校教育課長いかがですか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

木育につきましては、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、大変温かみのある感触を与えるという環境の中で子どもたちを育てるということで、非常に情操的にも大変大事なことはないかと考えております。現状でも新しく建築している学校等につきましては、

建物内部のみならず外壁にも木材を使ったりであるとか、そういった特徴的な校舎も建築しているところがございます。今後ともこういった形で木育、木の香り漂うような中での教育を目指してまいりたいと考えているところがございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

次に、本庁舎及び各支所また指定避難所の電源についてということでお聞きいたします。

資料を頂いております。庁舎の発電機設置状況、これについては非常用、あるいはポータブル発電機について6か所。指定避難所の発電機設置状況、これが非常用発電設備は5か所、ポータブル発電機は23か所となっております。ということは18か所については非常用発電設備がないということでしょうか、いかがでしょうか。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

今、議員御指摘の残りの18か所ということがございますけれども、非常用発電設備そのものはないということで認識をしておるところでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

担当部長にお聞きします。18か所が非常用発電設備は現在ございませんという回答を得ておりますが、これはどのようにされていく将来計画がございますでしょうか、お願いします。

**○総務部長（原 亮一君）**

お答えさせていただきます。

指定避難所の非常用発電の整備につきましては、地域防災計画の中で指定避難所には非常用電力を確保していくとうたわせていただいているところがございます。まずは非常用の電力を確保することを第一に考えておりまして、そのためには設備を備えていない避難所につきましては、携帯用の非常用設備を配置することで電源を確保しているところがございます。あわせて、九電との協定につきましては、有事の際は電力供給を速やかにしていただくという体制を取らせていただいているところがございます。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

ポータブル発電機というのがどのようなものか分かりませんが、各行政区において発電機はございます。ところが、いざ動かそうとすると燃料がいかないと多々ありました、うちの行政区においても。やはり年に何回か使ってみないといざ災害が起きたときに使おうとしても動かないと、これじゃ困るわけですよ。そこら辺はどのように考えますか。

**○総務部長（原 亮一君）**

お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、いざというときに機能しないというのは大変問題でございます。私どもといたしましては、毎年、市施設管理者に点検の要領でありますとか点検表を配付させていただきまして、月1回の点検を実施していただくということで実際のときに使えるという体制を取らせているところでございます。また、不具合とか燃料補充についても随時、防災安全課のほうで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

ちゃんと人間がそろえばいいんですけれども、やはり災害のときはみんな災害のところに行って、いざお年寄りばかり、失礼だけれども、どげん動かしてよかか分からんということもありますので、ぜひそこら辺はですね、そこら辺の住民に周知徹底、指導、訓練と、そういうことをしていただきたいと思います。

次に、電気自動車を公用車としてということでお聞きしております。これは今、非常にテレビ等々においてメーカーは言いませんけど、ある車が1日何時間使えるのかと、何日使えるのかと、充電したらですね、そういうことも言っております。八女市には電気自動車はないと回答をいただきましたが、たしか1台あったんじゃないかと思えますけど、今ないわけですかね。

**○財政課長（田中和己君）**

お答えいたします。

今年度ですね、昨年8月豪雨の際に充電器がつかってしまって使えなくなったこともありまして、これに多額な経費がかかるということでしたので、今現在、リース契約でお借りしていましたが、今解約をいたしておりますので、今のところなしということになっております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今、災害において電源が使えないということによっておられます。これは新庁舎についてということでもお聞きしますけれども、果たして今のところが災害に強い庁舎の建設場所なのかということをお聞きいたします。いかがでしょうか。

**○企画政策課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

市長答弁でもございましたが、この現庁舎地に新しい庁舎を建てるというところで決定させていただいた背景にはいろんな検討する事項を検討した結果、決定をさせていただいているところです。今、議員の御質問で、この本庁舎が防災の面から合っているのかという御質

間でございますけれども、特に議会でも御意見いただいておりますのが、周辺の冠水、浸水の課題だと認識をしているところです。新庁舎を建設する場所については、若干、今の現在地の北と南の間については大きな雨が降った場合は少したまる場所がございますけれども、この新庁舎を建設する上で貯水池を検討していく。そして、こういった新庁舎の敷地内に降った雨を一時ここでためて、そして、時間を置いて雨が治まった後に排出する、こういったことができるものを現在検証しているところでございます。こういったことで、また周辺の冠水、浸水には少なからず貢献できるものではないかと思っています。

あわせて、この冠水、浸水課題については、関係部署と連携を取りながら長期的に取り組むものもあるかと思っておりますけれども、課題解決を図っていきたく、このように考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○10番（牛島孝之君）

初めて聞きました。冠水対策で貯留と、検討委員会の中で一切そういうことは今まで発言がございませんでした。初めて聞きました。ということは当然、建築費に上乗せになると考えますが、それについては結構です。

新庁舎の電源として太陽光発電及び蓄電池の考えはということで、2019年12月26日、西日本新聞、環境部庁舎を省エネビルにと、2021年1月完成、太陽光発電や蓄電池導入と、久留米市温暖化対策と防災強化という新聞記事が載りました。やはり国も言っております。国土強靱化、あるいはCO<sub>2</sub>削減と。環境省の小泉大臣、火力発電ということで大分たたかれています。今から国がするべきは国土強靱化に基づいた再生可能エネルギー、これは国が言っております。新庁舎についてはそのことは一切考えておられないでしょうか、お聞きします。

#### ○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

本市の本庁舎の建設につきましても、今御紹介がありました久留米市の取組、こういった制度を取り入れていきたいと前向きに今現在、検証を行っているところでございます。制度概要につきましては、資料のとおりでございますけれども、本市でもその下段のほうに書かせていただいております、例えば、ニアリーZEBを目指したいと、そういった方向性で、今、設計業者と協議を重ねているところでございます。この場合につきましては、先ほどありました補助の事業もございますので、こういったものを活用させていただきたいと考えておるところでございます。省エネの観点、それと防災の観点、こういったところから私どもも検討をこれからしていきたいと考えているところでございます。

あわせまして、災害時の非常時電源としましては非常時用発電設備の導入も、これは基本

計画の策定段階から検討をしておりましたので、ここについてもしっかりと検証していきまして災害時に、例えば、数日間賄えるような電力を確保する、こういったことも今後しっかりと専門の業者と協議を重ねていきながら前向きに取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

これはある業界新聞でございます。梓設計と契約締結、八女市新庁舎の提案協議と、公募型プロポーザルです。契約金額は140,000千円、新庁舎建設基本・実施設計となっております。ところが、新聞記事を見ますと当初予算、本年度予算です。これは予算審議になるかもしれませんが、この中に庁舎建て替えの設計費として270,290千円などと書いてあります。これはどういうことですか、140,000千円というのは基本・実施設計で落とされた金額じゃないんでしょうか、そこだけおっしゃってください。

**○議長（角田恵一君）**

予算審議に関係ない部分もありますので、その辺については、その辺を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

**○企画政策課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

今回の新聞の報道につきましては、今議会に議案上程させていただいたところでの説明の中で誤解があったものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

誤解があったら訂正記事等々を出されるように言っていただかないと、これが公に回っていますので、そこをお聞きしております。（発言する者あり）いいえ、結構です。

次に、平面図で1階190人、健康福祉部、市民部、会計課と、ワンフロアです。職員のメンタルヘルス的なものは考えられた設計なのか、失礼だけでも、これだけの人間を一列に並べて何も見ると間仕切りがない、これはメンタルヘルスの面からいってどうですか。

**○議長（角田恵一君）**

時間ございませんので、簡潔にお願いします。

**○企画政策課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

今回の新庁舎の執務室につきましては、ユニバーサルオフィスレイアウト、こういった形で取り組ませていただいております。最近の新庁舎建設のところではかなり視察も行わせていただきましたけれども、このような形がほとんどでございました。こういった形で視察の

際にお聞きしても、職員の具合が悪くなったというお話は聞いておりません。このユニバーサルレイアウトオフィスについては、機構改革が行われた際とか、そういったときに人が移動するだけで組織変更が行えるという利点がございます。それにより工事費が発生しないと、こういうことでございます。今回の執務室につきましては、パーティションやオフィス家具、こういったものを導入をしていきたいと考えております。この執務室の奥には職員間で打合せができたり、休憩時に利用できるテーブル、椅子等も配置し、場面に応じた働き方ができるように配慮しているところでございます。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

とにかく仕事をされる若手職員のことをきちっと意見を吸い上げて、私は、これはメンタル的にきついと思います。仕事していく職員はと思いますので、これにて質問を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後1時40分まで休憩いたします。

午後0時40分 休憩

午後1時40分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

3番青木勉議員の質問を許します。

**○3番（青木 勉君）**

3番青木勉です。まず初めに、今、新型コロナウイルスが日本はもとより全世界で猛威を振るっておりますが、福岡県内でも今のところ3名の方が感染を確認されて、世界でも多くの貴い命が失われたことに対しまして、まずは哀悼の意を申し上げたいと思います。

また、本日は傍聴者の方にはお忙しい中、また、こういう非常時にかかわらずおいでいただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、一般質問通告書に従いまして2点伺いますので、執行部からの誠意ある答弁をよろしくお願いします。

まず1点目ですけれども、八女市立学校再編整備基本構想についてです。

1番目に、今現在の各小学校の生徒数及び児童数、学級数の現状はどうなっているのか。

続いて、小中学校の児童数、生徒数による廃校、統合の規定があるのか。

最後に、現在、私が知っている範囲内で川崎校区の行政区、PTAのほうに協議があっているというお話を聞いております。その中で、川崎小学校の統廃合の話が持ち上がっていると伺っておりますので、その点をお聞きしたいと思います。

続きまして、2点目です。福岡県営、八女市営の空き施設及び用地等について伺います。

まず1点は、福岡県立ふれあいの家南筑後についてですが、昨年9月定例議会の一般質問をした折に、教育長答弁では福岡県から正式な方針の説明や協議があつていないとの答弁をされております。今回は福岡県よりふれあいの家南筑後についての説明と協議があつたと聞いております。

そこで、いつ福岡県からの説明があつたのか、また、協議内容等、八女市としての今後の対応について伺います。

2点目ですけれども、現在、八女市内の保育所や小中学校で閉鎖や統廃合移転により使用されていない物件の管理、利用状況について伺いたいと思います。

それから最後に、小中学校の現在ある施設、体育館、グラウンド等の貸出し及び管理運営は学校、八女市どちらなのかということの以上2点について答弁をお願いしたいと思います。

この後、詳細につきましては項目ごとに質問席で行いますので、よろしく申し上げます。

#### ○市長（三田村統之君）

3番青木勉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市立学校再編整備基本構想について及び福岡県営、八女市営の空き施設及び用地等についてのうち、福岡県立ふれあいの家南筑後について及び小中学校の施設（体育館、運動場等）の貸出し及び管理運営は学校、八女市どちらなのかにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に2の八女市内の保育所や小中学校で閉鎖や統廃合移転により使用されていない物件の管理、利用状況について答弁をいたします。

福岡県営、八女市営の空き施設及び用地等についてでございます。

八女市内の保育所や小中学校で閉鎖や統廃合移転により使用されていない物件の管理、利用状況についてでございます。

市内の保育所や小中学校の統廃合等により使用していない物件の管理等につきましては、本庁財政課が普通財産として台帳を管理し、それぞれ担当部署が施設、用地などの維持管理業務を行っております。

なお、公共施設などの利活用につきましては、今後も引き続き公有財産利活用検討委員会で協議してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

3番青木勉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市立学校再編整備基本構想について、各小中学校の生徒数及び児童数、学級数の現状についてのお尋ねです。

出生数の低下に伴い、児童生徒数も減少しております。学級数につきましては、児童生徒

数減少に伴い通常学級は減少しておりますが、特別支援学級の増加に伴い、学級数としては現状維持の傾向にあります。

次に、小中学校の児童生徒数による廃校、統合の規定があるのかとのお尋ねでございます。

国の指針として文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が通知されておりますので、その基準等も参考に検討を行っております。

ちなみに、学校教育法施行規則では、小中学校ともに12学級以上18学級以下を学校規模の標準として示しております。

次に、川崎小学校の統廃合問題についてのお尋ねです。

前の回答で申し上げました法令等を基に、八女市教育委員会において八女市立学校再編整備基本構想を作成し、総合教育会議において決定しております。

現在、この構想に沿って、川崎小学校をはじめとした八女市立学校の再編整備を進めているところです。

次に、福岡県営、八女市営の空き施設及び用地等について、まず、福岡県立ふれあいの家南筑後についてのお尋ねです。

福岡県教育委員会教育長より、令和元年12月13日付で八女市長に対し、福岡県立ふれあいの家南筑後の取得希望等についての照会がありましたので、地元との協議及び庁内での協議を進めている状況です。

次に、小中学校の施設（体育館、運動場等）の貸出し及び管理運営は学校、八女市のどちらなのかとのお尋ねでございます。

八女市立小中学校の体育館や運動場などの貸出し及び管理運営につきましては、市の担当部署で行っているところです。

以上、御答弁申し上げます。

### ○3番（青木 勉君）

今御答弁いただきましたけれども、まず最初に、八女市立学校再編整備基本構想について伺います。

この整備基本構想、これはいつ制定されたのか、それから、この制定に携わられたメンバー、施行年月日はいつかをまず伺わせていただきます。

### ○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

八女市立学校再編整備基本構想につきましては、総合教育会議において決定をしておりますが、これが11月18日でございます。

メンバーにつきましては、市長をはじめ、八女市教育委員会、そして、担当課ということになっております。



施行につきましては、11月18日、その会議の日ということになっております。

以上でございます。

**○3番（青木 勉君）**

今、この整備基本構想の制定は昨年11月18日ということでしたけれども、これは最近ということですね。まずはその確認をしたいと思います。

それから、実は八女市教育委員会では行政区長さんとの会議を持たれているという話を聞いております。それと、PTAの役員さんとの話合いもされていると聞いておりますが、その中で、八女市教育委員会独自の規定があり、人数が減少した小学校を統合するのではなく、基本的に小中一貫校を新しい校舎を建てて再編するという方針、これがあると私のほうでは市民の方から伺っております。

まず、こういう規定があるのかを最初に伺います。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

学校再編に関する基本方針につきましては、お渡しさせていただいております資料、令和元年度八女市立学校再編整備基本構想の2ページ目でございます3番、学校再編の基本方針、ここに沿って行っているところでございます。

詳細は読み上げませんが、(2)にございますけれども、保護者や地域住民の理解と協力、これを得るといことが大切なところであると考えております。そして、(3)にございますが、各旧町村につきましては、1小学校、1中学校、あるいは1義務教育学校、これを堅持するというところでございます。この方針に沿って進めていくということでございます。

以上です。

**○3番（青木 勉君）**

ただいま回答いただきましたけれども、この構想があるとも私は知りませんでしたけれども、実は私は市民の方からこの下の規定を見せてもらったという話を伺っているんですよ。それで、今お尋ねしたんですけれども、今ないということで理解してよろしいんですかね。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

先ほど議員がおっしゃっておられました学校の保護者に対する説明、そして、川崎小学校区の区長様に対する説明、これは2回しております。そのときに配付をさせていただいた資料というのは、今の提出の要望のございました資料と同じものでございますので、それが全てでございます。

**○3番（青木 勉君）**

今話を聞きますと、ないと理解していいのかなと思いますが、実はそういうPTAの役員さんの会議の中で規定というものが——それこそ確かにコピーはもらってありません。ただ、そういう規定がありますよという理解で、そして、自分たちはちょっと見せてもらった

という話がありますので、私は確認の意味でしたので、今の答弁ではないということによろしいですね。

それから、続きまして川崎小学校の統廃合についてですけれども、先ほどから申し出ておりますように、PTA、それから、子ども会、区長会には話をされていると。それと、その会議の中で、私が聞いていることについては、まずは小学校を1つにしたいと。それで、最終的には小中一貫校を目指していくということで話を聞いています。

その中で、実は小中一貫校にするために候補地といいますか、予定地みたいなものを実際探しているということも私は聞いています。そういう実際の行動があったのか、まずは確認をさせていただきます。

#### ○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

この川崎小学校区での説明におきましては、保護者会並びに区長会に今後の見崎中学校区のこれからの在り方について、地域での協議会というをつくるので、そのために代表者の方の出席をお願いしたいという依頼をしに行ったというのが一番の趣旨でございます。

本来でありましたら、先ほどお話ししましたように、地域の声、これを大事にしながらやっていくということで、矢部地区がそうであったように、地域の盛り上がりの中で協議会をつくっていただいて、そして、ある程度話がまとまった段階で学校教育課のほうに要望していただく。そして、そこで初めて八女市教育委員会のほうが入って在り方検討委員会という予算面も含めた会をつくって話し合いを進めていくという流れが本来であろうと考えているんですけれども、川崎小学校区の場合が喫緊の課題がございまして、それは何かと申しますと、1つは、児童数減少による複式学級、本来2学年で2学級あるところを1学級にしなければいけないということが来年度に関しては何とか避けられそうなんですけれども、令和3年度については確実に2つ複式学級ができると。そうしますと、教頭引揚げということになりますので、学校運営上、厳しい状況になると。それともう一つは、川崎小学校自体が土砂災害警戒区域に指定されておりますので、昨今の気象状況で、まさかということは十分起こり得るという認識の下に、危険であると。この2つの大きな状況がございまして、川崎小学校に関しては、本来は地元の盛り上がりも待つところなんですけれども、こういう状況がありますよというところは学校教育課として御説明しておかないといけないのではないかとということでお話をしたところでございました。

ですので、学校教育課が突然来て説明をしたということで、それが既定路線で、そう一方的に言われたという受け取り方をされたのであれば、それは私の説明がよろしくなかったんですけれども、基本的なスタンスとしてはそういった意味で地域の協議会、この中で話し合いを始めていただけませんかというお願いで上がったということでございます。

以上です。

**○3番（青木 勉君）**

今、担当課長のほうから答弁いただきましたが、その答弁の中で1つ気になる部分が、実は川崎小学校が地滑り区域ということで説明があり、それも1つの移転の理由だということでした。最近、平成24年、それから昨年の豪雨災害があつてはいますが、小学校がそういう形であれば、ある程度そのときに、実際、教育委員会としてどういう対策をされたのか、そこら辺をまずお聞きします。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

豪雨のときに係る土砂災害の警戒につきましては、今、土砂災害、豪雨災害時における対応という形で八女市で行っているところでございます。

学校教育課独自といたしましては、そういった場合の緊急の避難体制、この指導であるといったことになるのかなと考えております。

以上でございます。

**○3番（青木 勉君）**

今、教育委員会、学校教育課としては独自にはやっていないけれども、市としてやっているという考えだと思います。

実は川崎小学校、私、時々行きますけれども、現在少ない人数ですけれども、山側に1、2年生がいますよね。そう思っているなら、やはり1年生は小さいので、一遍にぼんと来たときは必ず逃げ遅れると、そういう懸念もあります。ですから、まずは教室の配置とか、平成24年災、それから昨年、そういうことで思っているなら、そういう形で対策をするべきじゃないだろうかとは私思っているんですけれども、そこら辺の考えはどうですかね。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

本当に議員のおっしゃるとおりだと思います。

私、昨年8月28日でしたか、大雨が降りまして、一番心配だったのは川崎小学校の裏山のことでした。次の日がからっと晴れて快晴の日だったんですけれども、すぐに川崎小学校に行って裏山の状況を確認いたしました。そうしたところが、幸いにして何か砂が落ちてきているとか、そういったような兆候は見られなかったんですけれども、こういったときに、例えば、大きな地震でも来たらどうなるか分からないと。そういう偶然がないとは言えない時代ですので、そのことについてはすぐに校長のほうにお話をしまして、年度途中ですので、教室等の移動というのをその場でするわけにはいかないんですけれども、次年度に向けて計画をしていってくださいということでお話しさせていただいたところでございます。

以上です。

**○3番（青木 勉君）**

今、私のほうから言いましたように、とりあえずできるものからするというので、移転が終わるまではそういう低学年への配慮はしていいんじゃないかと思います。そこら辺は学校教育課として今後の課題として上げていってもらったらと思っています。

それから、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、複式学級が多くなるということで、その関係で教頭先生を配置できなくなると。そういう形で、ほかの先生の負担も多くなると。そういうことで、またこの川崎小学校についても統廃合の一つになっておりますよというお答えだったと思いますけれども、実際、何人切れたら統廃合せやんとか、そういう国の基準とか福岡県の基準とか、そういうものがもしあるなら教えてください。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

国の基準といたしましては、2学年の合計が16人を切りましたら複式学級ということになります。ただし、小学校1年生を含む場合には8人を切る場合ということでございます。

令和2年度の川崎小学校の1、2年生は9人おりますので、複式学級は何とか回避できたということでございます。ただ、2、3年生にそのまま進級しますと、16人という基準に達しないということになりますので、そこで確実に令和3年度には複式学級が2つになるということをお先ほど申し上げたところでございます。

以上でございます。

**○3番（青木 勉君）**

今、複式学級が多くなるということは分かりました。私が聞いているのは、複式学級が何学級、2つとか3つになったとき、それから、全体の児童数、生徒数が何人以下とか、1つの学年で何人以下になったらしなさいよとか、そういう基準とか、その部分があるのかをもう一度伺います。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

国の基準のほうで複式学級が何学級できたから統廃合しなさいという基準はございません。先ほど教育長の答弁の中にもございましたように、標準学級数として一応の基準が示されているということでございます。

**○3番（青木 勉君）**

今では明確な基準はないということで理解をさせていただきます。

それから、市の教育委員会のほうからこの人数、学級数の推移をいただいているんですけども、それで、話の中では川崎小学校の生徒数が数年後には50人を切ると。それから、予定では40人台が大体10年ぐらい続くということで予想されてあると私は聞いているんですけども、これはあくまで予想だと思いますが、それに伴って、実はPTA、保護者の皆様から一番私が言われたのが、実はこういう状況にあるので、今まで学校教育課長のほうからお示しいただいた部分で、令和3年4月1日には逆に忠見小学校へ統廃合すると理解をされて

あるんですよ。それで、お叱りの電話とか、うちに来られたんですけれども、そういう話はあっているんですかね。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

川崎小学校の保護者会の中で質問のやり取りをさせていただきました。その中で、いつからなるんですかという趣旨の御質問をいただきましたので、明確には学校教育課として決めているわけではないけれども、状況として先ほど申し上げましたような令和3年度には複式学級が2つになると。そうすると、学校運営上、非常に困難な状況が生じると、子どもたちの教育にも支障が出る可能性があるというところで、できればそういった令和3年度からできるといいといいますか、一つの目安であるという言い方をしたことが誤解を生んでいるのではないかと考えておりますので、私の物の言い方がよろしくなかったのかなと考えております。

**○3番（青木 勉君）**

ただいま担当課長のほうから理解の仕方の違いだろうということでしたので、それはないと私も地元に戻ったら話をしたいと思いますけれども、先ほどから言われています区長会、それから、PTA、保護者会でいろいろ話をされているということですから、十分そこら辺の協議を進めていかれて、最終的には忠見になったら、忠見のほうにも申入れをされなければいけないと思います。

ですから、私は来年4月1日にできるとは思っていないし、そういうスケジュール的にもまず無理だと私は考えていますけれども、そこら辺はそういう形で私は理解をしたいと思っておりますので、そういう形でよろしいんですかね、確認のためにもう一度。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

今、議員がおっしゃった令和3年度からというところが決定事項ではないというのはそのとおりなんですけれども、今現在、現状でも見崎中学校区以外でも学校再編の動きがございます。地域での盛り上がりが出てきているようなところもございますので、具体的には他の地域との兼ね合いもございますので、それぞれの具体的な年限がこうなっているということは現状ではないんですが、そこら辺の絡みになってくるのかなと考えているところでございます。

**○3番（青木 勉君）**

今の答弁では、令和3年4月1日はないと私は理解させていただきます。そういうことで、地元で聞かれた場合はそういう形で話していきますけれども、一番は、やはり話に来られて、私が知っている中では昨年12月10日前後ですよ、まず行かれたのは。そして、そのときにそういう令和3年4月とか出てきたので、これはあまりにも一方的な提案じゃ——説明と言

われますけれども、捉える側としては提案みたいに思っているもので、そこら辺はもっと地区住民の方たちに丁寧な説明をしていただいて、今後もやっていきますと。地区の方たちと十分協議をしながら進めていきたいので、それは分かっているで、また協議を継続していくという形で、そういう話も一回は、私が言いましたように、PTA、保護者会、役員さん——役員さんは私が聞いた中では区長さんのみという話を聞いています。川崎校区としてはまちづくり協議会という部分があって、それは区長さん、3役、公民館、保護者の皆さん、PTAの皆さん、消防とか、いっぱいいらっしゃいます。そこで、そういう総会の折にでももう一回説明に来られて、そういう誤解をまず解いてもらわんと、こういう大事なもので、特に川崎小学校も実は創立100年以上たつわけですね。そういう形でいろいろ言われるかと思いますが、実際、私も調べましたら、川崎小学校ができたのが1873年12月ですから、実際146年のやっぱり伝統があるわけで、それを簡単に統廃合とか出すと、近々にしますとかそういう形にすれば、やはり地区住民の方は怒り心頭になって、それが私のほうに来たんだと思いますけれども、そういう形を受けていますので、それは十分今後も検討していただきたいとお願ひします。

それから、これは最後になりますけれども、これは教育長にちょっと最後に確認のために答弁をお願いしたいと思うんですけれども、この整備基本構想と川崎小学校の統廃合、この八女市立学校再編整備基本構想、それから小学校の統廃合の問題、これについては、今答弁があったように、今後、関係地区、役員さん、そこら辺との協議を進めていった上で、そして、方向性を見据えながら、これは川崎校区だけでもないと思います。実際、課長の答弁にもあったように、ほかにもこういう話があると聞いていますので、ここら辺を尊重しながらもこの協議を進めていくという確認というか、違うなら違うと言ってもらってもいいんですけれども、そこら辺を教育長からお願いしたいと思います。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、八女市において決めていること、これはお手元に配付しています令和元年度八女市立学校再編整備基本構想、実際にこれだけでございます。これ以上でもこれ以下でもございません。

ですので、ここに示しておりますような学校再編の基本方針、ここに基本の方針を載せております。それと、学校再編の基準、先ほど課長のほうからも申しましたが、私の答弁の中にもありましたけれども、学校教育法施行規則における標準学級数というのは12学級以上18学級以下です。それよりも少なくとも多くても、それは標準じゃありませんよと、大きければ分けなさいという意味だろうと思いますけれども、それしかございません。

やはり本市が本市独自に考えていかなくちゃいけないことは、旧町村もでございます。旧町

村と旧八女市内、これを同じにすることはできません。ですので、そこの基本方針として、旧町村には1小1中、あるいは1義務教育学校を必ず残るまで残すという基本方針、これは変えておりません。ただし、学校再編の基準の(1)にありますように、一番私の理想は、1学年で2学級以上でクラス替えができること、これはやはり大切じゃないかなと私自身は思っているところです。しかし、今決まっていることは再編整備基本構想、これだけです。あと個別の計画については個別に立てていくことになります。

それで、川崎小学校に関しましては、先ほど申しましたように、スケジュールありきではございません。これだけははっきり申し上げます。そう受け取られたということであればちょっと遺憾ですけれども、それは絶対ございませんので。この基本構想は、これは教育委員会ではなくて、その上の八女市総合教育会議で市長の下で決めていただきました。その折にも市長のほうからも、くれぐれも地域の方々の話を聞きながら拙速に進めることのないようにしてほしいという御意見もいただきました。

ですので、そういうことも踏まえながら、子どもたちのよりよい学習環境を保障するということを考えながら、これから再編の具体的な計画にも進めてまいりたいと思っているところです。

以上、御答弁申し上げます。

### ○3番（青木 勉君）

教育長のほうから答弁をいただきましたので、一つ安心はしましたけれども、そういうことで、やはりこういう重要な部分については近づいてからじゃなくて、せめて計画があった時点で地元と調整をしていただきながら、それで進めていくというのがほかの事業に対してもいろいろあるんですけれども、そういう形で進めていってもらいたいと思っています。

これについては、教育長からの時期ありきということじゃないですよということは言っていたので、それは一つそれで安心はしますけれども、これはこれで終わっていきたいと思います。

続いて2点目ですけれども、福岡県営、八女市営の空き施設及び用地等について、その中で、実は9月に私が一般質問で行いましたふれあいの家南筑後についてですけれども、答弁の中で県のほうから確認書といいますか、何か協議書みたいなやつが来ているということで私も頂いたんですけれども、これで1つちょっとお尋ねしたい部分があります。

現在、福岡県内ではこのふれあいの家南筑後だけしか残っていないという部分は分かりました。それと、今後のスケジュールですね。若干ここに書いてあるんですけれども、そこら辺の説明を一回お願いしたいと思います。

### ○社会教育課長（石川幸一君）

ただいまの御質問に対しまして御説明させていただきます。

まず、福岡県立ふれあいの家南筑後につきましては、平成29年3月に県が出しております福岡県行政改革大綱に基づいて整備なり廃止等のスケジュールが組まれておりまして、この中で、先ほど議員も言われましたとおり、県内4つの施設のうち、3つにつきましては既に廃止され、更地になっているところでございます。

山内にごさいますふれあいの家南筑後につきましては、現在の県の予定といたしましては、令和2年度中をもって廃止なり、八女市が取得する場合は八女市に移譲するなりという日程が決まっておりまして、その後、もしも市が受け取らない場合、市が譲渡を受けない場合は県の予算をもって令和3年度の予算で解体工事などを行うということが決まっております。

以上です。

### ○3番（青木 勉君）

ただいま答弁いただきまして、これは仮の話ですけれども、市が受けないという部分については今の現段階でどう思われているのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

### ○社会教育課長（石川幸一君）

今の質問に対しましては、教育長が答弁いたしましたとおり、5月29日が回答期限でございます。この回答期限までに市の方針と申しますか、市としての意思を決定する必要がございます。

現在、庁舎内での協議を進めておりますと同時に、地元の童男山保存会、また犬尾城址保存会、徐福会、それと川崎校区の行政区長会に対しまして経過の説明及び協議を進めているところでございます。

### ○3番（青木 勉君）

ただいま協議中ということですがけれども、実は今、答弁の中でありましたように、童男山保存会、それから、川崎校区ではまちづくり協議会で祭りとか、ほかに八女市のオルレコースの起点にもなっています。そこは通る部分ですので、これは八女市のほうとしても十分検討されて、これは仮だと思えますけれども、もし解体すると、その解体するのは県のほうの予算でされるということですので、それについては、もしされても市のほうは金を出す部分はないと思えますけれども、最終的にもし解体となった場合、あそこには公園のところにあずまやとかトイレとかあります。そういう部分については、やはりオルレコースとか、保存会の方たちとか、祭りとか、そこら辺で使う部分も多々出てくると思えます。全部崩されたら、またそういう形で造ってもらうとかになりますので、部分的解体とか、そこら辺もできるかどうか今後協議されるときに県と十分打合せをされて、やっていってほしいと思っています。

それと、先ほど言いましたように、学校教育課と一緒にすけれども、地区の方たちと十分協議をされながら、そして、理解を求めながら進めていってほしいと思っていますので、そ



れはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、八女市内の保育所、小中学校で閉鎖、統廃合移転により使用されて公共用施設があると思ひますけれども、これは大体どのくらい現在の時点であるのか、そして、実際使用されていない部分もあるのかをちょっとお尋ねします。

**○財政課長（田中和己君）**

お答え申し上げます。

もともと保育所とか小学校、中学校であった施設で、統廃合等によりその目的を廃止し、その後、行政目的では使用していない施設が今現在30施設ございまして、そのうち全く利用をしていない施設が8施設になります。

以上です。

**○3番（青木 勉君）**

今、30施設のうち8施設が全く使っていないということですがけれども、この実際の管理は草刈りとか、ある程度の維持管理はしていかにやんと思ひますけれども、そこら辺はどうされているのか、ちょっと伺ひます。

**○財政課長（田中和己君）**

お答え申し上げます。

現在、8施設利用していないんですけど、そのうち6施設については土地だけになっておりまして、その土地に係る維持管理等はほぼ今現在は除草ぐらいになっておりまして、除草のほうは各担当部署で直接行っているような状況です。

残りの2つの施設につきましては、まだ建物とかもございまして、その管理については地元へ委託をしたりしておりまして、少額ではございまして、そういった委託料の中で管理を行っていただいているような状況です。

**○3番（青木 勉君）**

今、8施設で2施設が地元委託ということでもありますので、地元も自分たちで守っていくという形でされてあると思ひますので、そういう地元との協議をしていただひいて、利用していくということも考えていただひけたらと思ひます。

これはこれで終わりたいと思ひますけれども、最後ですけれども、私のほうの質問で、中学校とか小学校のグラウンド、体育館とか施設の関係で質問させていただきましたけれども、実は私のほうに声がかっているのが、夜、見崎中学校の体育館を利用されている方で、トイレの水が使えないと。これは学校に言っても、学校のほうも取り扱ってもらえないとか、そういうことを聞いております。それと、光友中学校では、剣道場だと思ひますけれども、そこでちょっとした修繕をお願いしてもなかなか担当が違ひますよということであつておりますので伺ひたわけですがけれども、答弁では担当課ということですがけれども、その担当課は実際ど

ここになっているのかをちょっと伺いたいと思いますが。

**○スポーツ振興課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

小中学校の体育施設の貸出しと管理運営は具体的にどこの部署が行っているかということだと思いますが、まず、貸出しにつきましてはスポーツ振興課と各支所の総務課が担当しておるところでございます。また、施設の管理につきましてはスポーツ振興課及び学校教育課で行っておるところでございます。

以上でございます。

**○3番（青木 勉君）**

今、スポーツ振興課と学校教育課、各支所ということですので、それはそれで、そういう声が今後出ないように十分市と学校と各施設の方と協議をされて、今後ないようにお願いしたいと思っています。

それから最後に、市長のほうにお尋ねしたいと思うんですけれども、この八女市立学校再編整備基本構想、これは八女市総合教育会議の協議事項であり、市長の意向を受けて学校再編整備基本構想は見直されるようになっておりますけれども、学校はやはり子どもさんたちはそれこそ未来の宝でございますし、学校についても今後いろいろ財政状況も苦しくなってくると思いますけれども、こういう重要な点については今後も地域の住民さん、それから各関係者さんへの説明は丁寧にしていただいて、ある程度の期間を取りながら十分していただくとともに、今後の学校の在り方とか、そういう施設の有効利用とか、そこら辺を市長はどう考えてあるのか、最後にお伺いしたいと思います。

**○市長（三田村統之君）**

議員おっしゃるように、学校再編の問題は、教育委員会はもちろんでございますが、行政、いわゆる地域づくり、地域の活性化、あるいは高齢化とか少子化とか、様々な地域の課題がある中で極めて慎重に検討していかなきゃならない問題だろうと思っております。

当然、教育委員会が考えているとは思いますが、議員が先ほどおっしゃったまちづくり協議会、これはいろんな地域の団体が入っていますよね。だから、こういう団体との協議もしながら、議員おっしゃるように、長い歴史の中で先人の皆さん方が築き上げた地域、これをやはり壊すようなことがあってはならない。あるいはまた、今特に重要視されている人と人との絆、お互いに助け合っていく地域、これをつくるという意味からも、この再編の問題はあらゆる角度から検討していかなきゃいかんだろうと私は思っておりますので、教育委員会と十分協議しながら、再編整備については検討していきたいと思っております。

**○3番（青木 勉君）**

今、最後に市長のほうから再編整備基本構想について今後検討すると、それから地域とも

十分協議するということでお話を伺いましたので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

3番青木勉議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

**○17番（森 茂生君）**

17番森茂生でございます。最後までよろしく申し上げます。

まず第1番に、食育基本法について質問を行います。

平成17年6月10日に第162回国会で食育基本法が成立し、同年7月から実施されております。この法律が制定されました目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするために、食育を総合的、計画的に推進すると述べております。前文には「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎なるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」と述べられております。この食育基本法の考え方にに基づき八女市ではどのような取組を今日まで行ってこられたのかをお伺いします。

第2点目には、障害者控除対象者認定書発行についてお伺いします。

詳細につきましては、発言通告に従い発言席にて質問を行いますので、よろしく願いいたします。

**○市長（三田村統之君）**

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

食育基本法につきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に障害者控除対象者認定書について及び障害者控除についてについてを答弁いたします。

障害者控除対象者認定書についてでございます。認定書を発行する基準はどうなっているのか。本市におきましては、平成14年、厚生労働省事務連絡高齢者の所得税、地方税上の障害者控除取扱いについてに基づいて、障害者控除対象者認定の該当または非該当を判定する基準を設けております。

この判定に関わる基準は、介護保険における要介護認定をする際に提出された主治医が記載した意見書並びに介護保険の要介護度及び対象者の日常生活状況など24項目から成り、それぞれの情報に対して審査し、総合的に判定しているところです。

なお、審査の結果、障害者控除対象者に該当すると認めた場合は、認定書を交付しているところです。

障害者控除についてでございます。

その年12月31日の現況で、引き続き6か月以上にわたって身体の障がいにより寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人は市の認定は必要かというお尋ねでございます。

障害者手帳や障害者控除対象者認定書をお持ちでない方でも、常に就床を要し、複雑な介護を要することが医師の診断書等により確認できれば障害者控除の対象となります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

1、食育基本法について。

食料・農業・農村基本計画の食育の推進の取組はとのお尋ねです。

本市では、食料・農業・農村基本計画の食育の推進の取組として、学校給食への産地農産物の供給拡大を進めております。令和元年度の実績といたしましては、毎月19日を地産地消の日として定め、16品目を市内小中学校に提供しております。

次に、学校給食の地産地消の取組はとのお尋ねでございます。

地域で生産された安全・安心で鮮度の高い農産物、あるいは加工品を地域で消費するために、八女市地産地消推進協議会にて普及啓発と食農教育を推進しております。

次に、学校給食の衛生管理についてのお尋ねです。

八女市立学校における学校給食の安全性を確保するために、衛生管理チェックリストに基づく施設等の定期衛生検査の実施、日常点検の励行など、食中毒予防のための衛生管理の徹底に万全の体制を期しております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○17番（森 茂生君）

まず第1点目に、ちょっと12月の続きになるかと思いますがけれども、12月の私の一般質問で、小中学校の学校給食で使っているパンの産地はどこかという質問で、まずは県産を使う、そして、九州産、国産、それでも足りないときには海外産を使うという順番で使用しておりますという答弁でしたけれども、これに間違いありませんか。

#### ○学校教育課長（中島賢二君）

間違いございません。

○17番（森 茂生君）

間違いないということであれば学校給食会ですけれども、これは確認しましたか。

○学校教育課長（中島賢二君）

確認はしております。

○17番（森 茂生君）

確認はしたというのであれば公益財団法人福岡県学校給食会、小麦の産地、カナダ産、アメリカ産と書いてあります。これはホームページが間違っているのでしょうか。

もう一点だけ、県のほうから私にメールが来ました。パンの小麦粉の産地については、食パンなどの通常の場合、北米産ということが来ました。確認されたのであればお願いします。

○学校教育課長（中島賢二君）

先ほど議員がおっしゃいました地元産、県産、国産、そして、輸入した物という優先順位はこのとおりであるというところは確認しております。ただ、実態としてその輸入した小麦粉の比率が高いというところはあるようでございます。恐らくそれを踏まえた記事ではないかと考えております。

○17番（森 茂生君）

どうも違うわけですよ。通常使っているのがカナダ産、アメリカ産と書いてあります。そして、多様化ということで、基本パン以外にも9種類のパンで献立の多様化を図っております。それが先ほど言った県産50%、あるいは北米産50%となっています。通常使っているのはカナダ産、アメリカ産と書いてあります。そうした場合、そこら辺ははっきり確認してそう言っているんですか、優先順位と今言われましたけれども、日常使っている小麦粉の産地はどこですか。

○学校教育課長（中島賢二君）

先ほど申し上げましたように、選定する優先順位としては、地元産、県産、国産、そして輸入物ということでございますけれども、結果、割合として輸入物が比較的多いということで日常的に使っている物はこの記事になったのではないかと考えているところでございます。

○17番（森 茂生君）

これは記事ではありません。給食会のホームページにきちっと載っているんですよ。ですから、そういう遠回しな言い方はやめて、日常的には北米産、アメリカ産と書いてあるんですから、そういう持って回った言い方はやめてくださいよ。ですから、よそではほとんど切り替えているのがどんどん増えています。一つ一つは申し上げませんが、滋賀県では100%です。今までは小麦、外国産80%、県産20%でしたのを、もう今はそろったからということで全部県産小麦に替えています。1,500千円ほど滋賀県では高くなるけれども、協同

組合が負担するということが記事が載っています。静岡県でも4月から国産100%にしておりますということです。十勝でも十勝産100%、佐賀は比較的早く2001年度から国産パン100%でやっております。私は立川にこの間から行ってきましたけれども、立川でも100%国産と、今ずっと変わってきつつあるんですよ。これをぜひ認識していただいて、県内産とかなんとか言われましたけれども、県に頼らずに八女市独自でもこれはできるはずでしょうが。そういう工面はされたかどうか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

前回の議会の折にもお答えさせていただいたと思うんですけども、パンにつきましては、現在、県の学校給食会が指定している業者を通して仕入れをしております。この業者につきましては、県の給食会が選定した業者でありますので、安心・安全と、安全性を確保できると考えて選定をしておりますので、そちらの業者を使っているということでございます。

**○17番（森 茂生君）**

業者は大丈夫でも、前回言いましたように、小麦そのものがほとんどグリホサートに汚染されていると私は申し上げたつもりです。ですから、幾ら業者がよくても肝腎の小麦が汚染されていたんでは駄目ですよと、私は言ったばかりやないですかね。それで、安定供給が云々と教育長は言われましたけれども、安定供給に問題があると見ておられるのか、そういう試算をされたのか、お伺いします。そうした上で、安定供給に問題があるなら、どこが問題になるのかとなりますので、その安定供給に問題があると言われましたので、そういう試算なりをされたのかどうか、お伺いします。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えをいたします。

安定供給に問題があるという言い方につきましては、意味合いといたしましては、八女市においては山間部が多うございますので、八女市の山間部に対応できる業者についてはそれほど数多く存在しているわけではございません。その中で学校給食会が行う検査を経ている業者を選定するのが確実に安全性を担保できるというものであると考えているところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

なかなか話がかみ合いませんね。安定供給と言われますので、八女市にどれだけ小麦が生産されているかというのをちょっと調べましたところ、そして、大体どれくらい小麦の量があればいいのかということで、これは製粉工場が出しているんですけども、大人だろうと思いますけれども、通常食パン2枚ぐらいで70から80グラムと載っております。それと、子どもが混じっていますので、これは食パンの場合ですかね。ですから、小麦70グラムとして

児童数が4,600人、1回の給食で322キロあれば足りる計算です。そして、資料を出していただきましたけれども、これが70回パン給食が行われておりますので、2万2,500キロ、約23トン程度あれば量的に、これはパンに向くか向かんかは別ですよ、ただ、小麦だけの量を言っているだけの話です。

それと、八女の小麦の生産量を調べてみましたら、平成30年度935トン、はしただけでも量的には賄うということです。九州、沖縄で年間10万7,000トン小麦が生産されております。ですから、小麦の量はちゃんとそれに合う小麦を作るために、ちょっとすぐはできないかもしれませんが、向く小麦を農政課あたりと協議して作って、それを使うというのは可能だろうと思います。業者も調べてみましたけれども、九州にはパン製造業者がいっぱい出てきます。それで、定期的にこれだけ使いますよといったら、恐らく喜んで使うはずですよ。何じゃら会社というのがありますけれども、パンが地元産になってビックチャンスだという作る会社がおられます。ですから、やろうという気がないだけで、やろうと思えば私はできる問題だと思っております。これ以上、小麦をしてもちょっと無理がありますけれども。

次に、国は米飯給食を増やしなさいと盛んに勧めております。国は大体どれくらいにまで持っていきなさいと指導しているのか、お伺いします。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

米飯の割合を何%までという具体的な基準については、特に示されていないものと認識をしているところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

これもまたおかしな話で、これは文部科学省のホームページに、ちゃんと学校における米飯給食の推進についてということで通知が来ているはずですよ。米飯給食の推進については週3回以上を目標として推進するものとする。そして、3回以上やっているところは週4回目目指してやりなさいと、ちゃんと一般に載ってきていますよ。これの基準が分からないんで給食をやっておられたんではちょっと問題があるのかなと思っております。八女市は週何回していますか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

全体としての回数については、具体的な基準はないということなんですけれども、今おっしゃった週何回という基準でありましたら、その部分に沿って行っているところでございます。議員にお渡しいたしました資料を見ていただけると分かるかと思っておりますけれども、平成30年度ですけれども、全部で給食の回数が204回、そのうちパン食が70回、米飯が134回でございます。これは学校の中で週3回が米飯、週2回がパン食といったような割合になるろうか

と思います。したがって、その基準といえますか、望ましい在り方に近づこうとして献立は立てているということでございます。

**○17番（森 茂生君）**

望ましい在り方に近づこうとしているということは、もっと多いふうな指導があっているということですね。今ではまた足りないという認識ですか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

この回数を見ていただくと分かるんですけども、これを計算いたしますと、ほぼ1対2なんですけれども、きれいに週平均が週3回、米飯としたときには、わずかのパーセンテージは足りないような状況になるかと思えます。すみません、細かく計算すればあれなんですけれども、ということで、先ほど望ましい在り方に近づけるという言い方をしたところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

確かに米飯給食は134回と資料をいただいておりますけれども、これは月別ですよ。文科省あたりが載っているのは週何遍といって全部載っているんですよ。そして、ここに平成30年5月1日付ということで、週当たりの平均実施回数、これは全国の平均で3.5回となっています。それで、恐らくそのくらいかなという気はします。しかし、国に報告する場合、週何日で報告せないかとやないですかね。月に何日何日じゃなくして、全国的集計を文科省は取っていますので、週何日やっていますということでないと統計の取りようが非常に難しくなると私は思います。そいけん、私は全国どこでも週何日が米飯給食で週1日か2日がパン給食ですよという報告の仕方をしているのかなと思っていました。それはそれでいいんですけども、実際こういうことで平均が3.5回ですよとなっています。ですから、これをもっと引き上げなさいというのが国の方針なんですよ。そういうところが、どうもちょっと統計の取り方、あるいは考え方なりが八女市のほうは、私は納得ができない分があります。ここにちゃんと統計が出ています。週5回やっているとところが5.5%、4.5回が6.8%、週3回が一番多くて39.4%。これはきちっと数字が出ているんですよ。それだから私は言っているんです。ですから、もう少し精査されて統計の出し方なりぜひちょっと検討していただいて、週何日という、何.何回とぜひ出していただきたい、これをお願いしておきます。

ここに地元産の学校給食の使用割合、輸入食品使用割合を出していただきました。国産食材使用割合、逆に言うて輸入食品を除いた国産食材を使った比率、これが74.7%と出していただきました。これはおたくからいただいた数字です。国はどのような基準になしていけ、指導はどのような基準があっているのか、お伺いします。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。



お渡ししております資料につきましては、福岡県（89ページで訂正）の給食会が出している資料でございます。議員の御質問にございました国の基準につきましては、大変申し訳ございませんけれども、今のところ答えられる認識は持っておりません。申し訳ございません。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、私は勘違いしていましたけれども、これは県の資料なんですか、それなら八女市の資料はどうしてないんですか、取っていないんですか。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

市の統計につきましては、取っておりません。

**○17番（森 茂生君）**

これは普通取らなきゃならんとやないんですか。これは以前、持丸元学校教育課長のときは何.何%——今日持ってきていないんですけれども、ちゃんと何.何%と答弁されております。どうしてそれが分かるのかというと、例えば、八百屋さんで仕入れる場合、これは地産、これは何々産と細かく分類して報告するそうです。だから、地産が何%、何%というのが分かるという答弁をされておりました。実際、持丸元学校教育課長の答弁をちょっと後で見ていただきたいんですけど、八女市の統計がないということはどういうふうな、例えば、地産地消、あるいは地産をなるべく多く作ってというのは、ほとんど手探り状態でやっているということにしかならないわけですが、ましてや国の基準を知らない。ここにちゃんと書いてあるんですよ、そんなに難しくない、私でも見つけられるわけですので。現状では77%が国産ですよ、残りが外国産。これを80%以上にしなさいという指導ですよ。それを全く知らずに何でそういう学校教育ができるんですかね。そして、これは県の資料だったら八女のはないということですね、分かりました。

そしたら、なるべく地産地消、あるいは外国農産物を少なくしていきましょうというのが国の食育の基本です。ですから、地場産を多く使いたいという目標も立てております。そしたら、地場産の使用割合、どこまで目標を持っているのか、お伺いします。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

お答えいたします。

地場産の食品の使用割合につきましては、具体的な目標を今持ち合わせておりません。

**○17番（森 茂生君）**

これじゃ質問にはならんでしょう。地場産使用割合というのはちゃんとあるんですよ。そして、これはもう県ですので、県のを言っても始まりませんけれども、県を八女市に置き換えますと、地場産食品割合、これはあくまで県ですけれども、5.99%です。しかし、全国平均は26.1%、目標値を30%以上にしなさいと言っているんですよ。ですから、ちょっと八女市が5.99%と置き換えるならば、まだまだ地元の農産物を使わなくてはならないということ

になるわけです。しかし、もともと取っていないんだから手探り状態ですので、これじゃまず分かりません。どうも非常に質問がやりにくいです。発言通告をしておるので、当然こういうのは想定内に調べていただきましたかった。ないならないではっきり言って、今後こういうふうできちっと基準に従って統計は取りますという答弁をちょっといただきたいんですけども、これは教育長、今までの少し反省していただいて、通常行われているような統計なり、それを数字としてつかまえないことには、質問しようにも手探り状態ですので、分かりません。はっきりそういうところは今後内部で検討されて、きちっとした体制を構築していただきたい。よろしくお願いします。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えをいたします。

今、議員からの御指摘のとおり、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。給食担当のほうとの打合せが十分にできていなかったということで反省をしております。今後の統計等につきましてもきちっと精査をさせていただいて、また御報告させていただきたいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

ちょっと想定外の答弁でしたので、戸惑っている状況です。それで、これは後日、給食関係は取り上げるとしまして、食料・農業・農村基本法に基づいていろいろ八女市がやっております。基本法が出来たのが平成11年です。食料・農業・農村基本計画に基づいて八女市の場合も平成17年、八女市の食料・農業・農村基本条例というのを作られております。そして、平成23年、八女市食料・農業・農村基本計画というのを作られております。それに基づけば、全般にわたっていますので、食育の関係だけお尋ねしますけれども、できるだけ早期に地元地産食材を供給できる仕組みを整え、地産食材による献立給食へ移行できるように推進しなければならないということで目標を立てられております。今日までどのような取組をされたのか、お尋ねします。

**○農業振興課長（原 信也君）**

お答えをいたします。

今、議員おっしゃられたその基本計画は、平成でいえば23年度から32年度まで、令和2年度までの計画の中で、ただいまその中の後期実施計画ということで、それぞれのいろんな分野について政策審議会等の委員さんに御迷惑をおかけした中で検討をしております。ただ、その学校給食の中に我々の農政の部門がなかなか連携が今まだ十分に取れていないということもございますので、そこら辺については、やはり今、議員もおっしゃられるとおり、うちの場合は八女市地産地消推進協議会という組織を立ち上げていた中で、答弁にもございましたとおり、毎月19日を「食育の日」と定めた中で、小中学校に地元産の農産物を届けてお

ると、提供をしておることで、少しながらも地場産の食品を幼少期の子どもたちに提供しておる状況でございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

今、正直に少ないけれどもとおっしゃいましたけれども、実に少ないです。ほとんどしていないのと同じぐらいです。先ほど読みましたように、地産食材による献立給食へ移行できるように推進しなければならないということで、本来ならもう大部分、これは平成23年、ちょうど10年前に出来ています。今から始まるんでしたらこれでいいんですよ。しかし、もう10年たった後ですよ。これは平成32年の10年間の長期計画です。私に言わせれば、10年間は何をしていたんですかという。ほとんど学校給食には行っていません。それは月に1回地元産のキウイだとか、イチゴだとか使っているのは事実です。ゼロじゃありません。ただ、それによって献立を作ったりいろんなのはやっていないんでしょう。

**○農業振興課長（原 信也君）**

お答えをいたします。

非常に少ないということで、それは地産地消の推進協議会の中だけの問題でありまして、学校給食に占める地場産の使用率というのは、それ以外に当然、毎日の給食がございまして、そちらで教育委員会のほうの栄養士さんなり調理員さんたちが当然、地元産の物を使っていると思いますので、今、地産地消の協議会では毎月1回か2回という程度で非常に少ないとはっきりおっしゃられましたけれども、ただ、それ以外に地元産の給食ということで、月曜日から金曜日まで給食があっているはずですので、そちらのほうの食材提供は十分になされているのではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

数字が出てきませんので、なかなかはっきりしないんです。ただ、一月1回、ゆでタケノコ、2月は新茶、3月はトマト、4月はジャガイモという計画を立てられております。これは計画ですので、本当にされたかどうかちゃんと数字として報告書としてありますか。

**○農業振興課長（原 信也君）**

お答えをいたします。

実は、せんだって地産地消の推進協議会を予定しておりましたけれども、コロナウイルス関係でこれもやむ得なく中止をさせていただいておりますが、その中に、今、議員がゆでタケノコ以下ずっと言われましたとおり、それは実績としてもう間違いのないということで提供をしておるということでございます。

以上でございます。

## ○17番（森 茂生君）

大体状況は分かりました。きちっと実際に使って提供したのを後で出していきたいと思います。平成27年度は毎月ずっと出てきます。しかし、備考として出てくるのは触れ合い給食の開催を4回しましたよという程度ですので、本当にこれが提供されたのかどうか私たちじゃ判断できないわけです。いいです。

次に移ります。

相当用意しておりましたけれども、なかなかポイントがずれておりましたので、ちょっと大部分は次回に回したいと思います。

給食関係でもう1点だけお伺いをしておきます。

食の安全ですけれども、実は私この前、立川市というところに給食関係で行って来ました。そこで、私は後で知ったんですけれども、大規模な食中毒が発生しておりました。二十三、四年前ですかね、立川市で1,084人の食中毒を出しております。結局、原因はすぐには特定できなかったようです。そうしたところが、あちこちでまた同じような食中毒が発生したために、追及していくうちに刻みノリ、ちょっと予想外ですけれども、立川市の場合は親子丼に載せた刻みノリが原因ということで、分析の結果はつきり刻みノリが原因ということに結論が達したようです。和歌山県の御坊市で763人、その久留米市で39人、大阪府大東市で101人、東京都小平市の小学校で26人、小学校Bで81人、合計2,094人が刻みノリで、いわゆるノロウィルスで食中毒を起こしております。近年まれに見る食中毒の大規模な事件と報道されておりますけれども、そこで、私が気になるのは刻みノリ、通常こういうのは熱を通していているから大丈夫で、学校現場では熱は通さんわけです。そいけん、袋詰め段階でカットするときどうも素手でつかんだりしながらその刻みノリが汚染され、機械そのものも汚染されていたので、カットするたびに汚染された刻みノリを全国にばらまいてしまったという状況のようです。そして、幾つも出てきます。給食センターは立川市ですけれども、業務委託をした会社、仕入れたところは東海屋さんというノリ業者。ノリ業者から刻むために委託してまた違う業者に切ってもらって、そのノリ業者が納入した、非常に複雑です。こういった場合の対策、これは一回起きるととんでもないことになって、今なおまだ訴訟問題で片がはっきりついていないという話でした。

それで、一つ気になるのが責任の所在。立川市では、仕入れに係るのは仕入れ食材課長というのがおられました。そこで、その課長といいましょうか、相当進んだところですがけれども、給食材料調達事務要綱ということで作られております。そして、学校給食課長は次に掲げる食材について選定除外及び使用を自粛するものとする明確になって、遺伝子組み換えの農産物、ダイオキシンの汚染なるもの、放射線云々、その他こういう物はもうしちゃだめですよという条例、要綱で決められているわけです。これに基づいた仕入れでない駄目

ですよというところまで規定されております。そうした上でも食中毒は起こしてしまったということですが、八女市の場合、食材を仕入れるかと思えます。1か所から例えば、仕入れ課長なんかがおって仕入れられるものか、各学校で思い思いに仕入れられるのか、そういうときの責任の所在、もし起きた場合どうなのか、そこら辺の取扱要綱なり、そういうものがあるものかどうか、そういう責任の所在がはっきりしているかどうか、お尋ねします。

**○議長（角田恵一君）**

先ほどの学校教育課長の答弁で修正の申入れがっておりますので、これを許可いたします。

**○学校教育課長（中島賢二君）**

今、議長からありました点でございます。先ほどの発言の訂正をさせていただきます。

資料でお渡ししておりました学校給食における地場産・国産食材使用割合、これを福岡県の割合と私申し上げましたけれども、こちらにつきましては八女市の数値であるということで訂正をさせていただきます。（85ページを訂正）申し訳ございませんでした。

今の御質問ですけれども、食材の衛生管理につきましては、文科省から示されております学校給食衛生管理基準に沿いまして、学校給食の設備、あるいはその衛生管理等について細かく定められておりますので、こちらに沿って衛生管理をしているところでございます。当然、食中毒等出ないように万全を期してやっておりますけれども、定期的に検査をしているというところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

地場産食品使用割合が出てきました。5.99%です。ほとんどやられていないといっても私は過言ではないと思います。全国平均で26%ぐらいです。これが都会の真ん中ならもう何も言いませんよね。しかし、ここは農村が一番の産業の市ですので、もっと地場産の農産物をふんだんに使う努力を10年前に立てているわけですので、そして、その数字が5.99%です。でしょう、これは八女市の数字ということのようですので、非常に少ないと言わざるを得ないわけですね。

飛び飛びになってしまって申し訳ありません。ちょっと次の問題もありますので、ここで打ち切って、2点目の問題にお願いします。

ホームページ、あるいは2月1日の「広報やめ」に要介護認定者の障害者控除・医療費控除についてということ載っています。対象者、次の全ての条件に該当する人。令和元年12月31日現在、満65歳以上の人。2点目に、要介護認定を受けている人になっています。要介護認定を受けていないのはまず駄目ということで理解してよろしいんでしょうか、あるいは要支援は駄目ということで理解してよろしいんでしょうか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

八女市のほうで認定書を出しております方については、要介護認定を受けられた方の資料を基に判定をいたしておりますので、要介護認定を受けてある方、要支援1から要介護5まで受けられてある方について認定を出しているものでございます。

**○17番（森 茂生君）**

ちょっとよく分からなかったんですけども、要介護認定者のとなっておりますので、要介護認定者以外もあるということですか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

介護長寿課のほうで出しております障害者控除対象者認定につきましては、要介護認定を受けてある方について、その資料を基に判断をして交付をしているものでございます。認定を受けられている方です。

**○17番（森 茂生君）**

要介護認定を受けている方が限定ですか、はっきり言ってください。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

介護保険法上の要支援認定、要介護認定を受けてある方について申請を出していただいて内容を判断いたしまして、基準に該当すれば交付をしているものでございます。

**○17番（森 茂生君）**

何でこういうふうな言い方をしてもらうのかちょっと分かりませんが、そしたら、これは間違いですね。要介護認定を受けている人でないと駄目ですよと書いてあるんですよ。これは広報が間違いですね。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

一般的に要介護認定という言い方を申しますもので、広報上はそういう表記をさせていただいておりました。もしその点で要支援の方が該当しないという捉え方をされるのであれば、その点については、今後十分表記については検討したいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

こう書けば要介護認定者以外ないんですよ。しかし、実際過去を調べたら要支援の方をあなたたちは認めているじゃないですか。それで、このちぐはぐ的なことはあんまりしていただきたくない。恣意的に認定されたのかどうかは私は知りませんが、ちゃんと自分たちで作ったルールですので、自分たちから破らんとっていただきたい。これを見ますと、要介護

4、5の人も認定を受けられなかった方が6人もいらっしゃいます。要支援の方すら認めているところもあります。非常にこれは分かりづらい。要支援4、5はほとんど寝たきりなんですよね。その人すら6人認定を受けられずにおられます。非常に認定基準が私はおかしいと思います。せめて4、5の人は、普通障がいでも認めれば、まあ、何とか我慢できますけれども、4、5はほとんど重度ですよ。そういう人すら現実的に認定を非該当、認めていない。これは事実ですよ。

よそは認定基準を含む介護保険の要介護、要支援の認定を受けている方、このように書いておけば全く問題ないですよ。これはもう一点、基準日において岩倉市で要支援2、要介護度1から5の要介護認定を受けている人と書けばもっと幅広くなります。そういうふうな書き方が違うもんだからおかしくなる。そいけん、要支援1の人を認めたのをいろいろ言っているんじゃないんですよ。この基準があまりにもぶれ過ぎるので、おかしいのではないですかと私は言っているわけです。

もう一点、次の2点目、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付及び知的障がいの認定を受けていない人になっています。受けている人はもう駄目なんですか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

身体障害者手帳等の交付を受けてある方につきましては、まずはそちらの法律のほうで優先をさせて税の控除を受けられますので、それ以外の方について認定書を発行しているものでございます。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、障害者手帳なんかを持っている人はそっちで受けてくださいということだろうと思います。それはそれでいいんです。それをとやかく言うつもりはありませんけれども、よそのを読みますよ。障がい者などの軽い身体障害者手帳を所持している方が要介護度3～5のときは特別障害者控除の対象となる場合がありますので、認定書を申請してくださいとわざわざ親切に書いてあります。これは高知市です。いわゆる障害者手帳が軽度の場合、八女市が発行する場合、重度という可能性があるわけです。そして、よかほうを選択してくださいということ、重いほうを。そういう場合が想定されるわけですよ。だから、こういう書き方をして。よそでもそういう書き方はしています。ですから、おたくが発行する張本人と言っちゃ悪いんですけど、発行する側ですので、あらゆる場合を想定して、そこをきちっと把握した上でこういうのを書いていただかないと、そして、ちゃんと分かった上でその認定なりしていただかないと、どうもあやふや、どうもここの基準がおかしいと私は納得できない部分があります。その点について今のをどう思われるか、私の言ったのは間違いですか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

この障害者控除対象者認定書を出すに当たりましては、国からの通知で市が持っている介護保険の要介護認定を行う際の情報によって、その障がいの程度が確認できる場合には、これを参考にして発行するということになっております。それを基にしまして市のほうでは、そういう介護認定の情報、それと、要介護度と御本人の生活状況、そういう聞き取りを行いまして24項目を総合的に判断する形で判定基準を作成しております。高齢者間で障害者手帳を持ってある方と持っていない方の取扱い、そういうところに著しい不公平が生じないように認定を行うことが公平と考えられておりますので、介護保険が持っております情報については、要介護認定というのはどの程度の介護サービスを提供するかということ判断する介護の手間のかかり具合で要介護度が判断されております。また、身体障がい者については、そういう実際の機能障がい、そういう部分について判定がなされております。そもそも要介護認定と障がい者の認定というのが判断基準が異なっているということから、それを総合的に判定するというところで市のほうではこういう総合的な判定基準を設けているところでございます。

ただ一方、議員おっしゃいますように、そういう自治体間で認定の基準等についてちょっと差があるとか、理解に苦しむような判定があるとすれば、十分そういう認定の基準等についても調査をして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○17番（森 茂生君）

6月議会のときも先進事例を参考にして研究していくという答弁でしたけれども、あれからもうそろそろ1年たちます。できればもう少し早く結論を出していただきたいと思います。

先般12月20日、ある人、99歳の女性の息子さんですけれども、認定を受けたいからということでしたので、それなら私もついていきましょうということ窓口までついていきました。丸々1時間かかりました。そして、介護度は3でしたけれども、結果的にはねられました。そして、実はこういう状況ですよと言われましたら、医師の意見書を取ってきてくださいという言い方でした。結局、その方は年を越して1月4日にお亡くなりになりました。まるで身動き取れないような人、それすら障がい者と認めない、これは現実です。私はこれのときがっかりしました。私は細かいこと分かりませんよ。しかし、こういう認定の仕方は感覚的におかしいと思います。そしたら、大体どういう人を障がい者とあなた方は認めるんですかと言いたくなるわけですよ。ですから、もう少し市民の方の納得できるような、そして、市民の方が不利益を被らないような、私は何百人単位でまだいらっしやると思っています。4,000人以上おられる中で大概10人、20人、30人の程度です。ですから、私は相当抜けているだろうと思っています。



郡山市のホームページを見ますと、ちゃんとその認定の取扱要綱が出ています。申請があったとみなすことができるという条文が出てきます。申請はなくても認定を受けた7段階の人、申請があったものとみなして全員に認定書を送っているんですよ。これが一番ハードルの低い自治体だろうと思います。もちろん、それが全部使われているとは言いませんけれども、その自治体と八女市では同じ自治体で、八女市の方は私は相当不利益を被っているとしか見受けられません。ぜひ一日も早く是正していただきたい。

最後になりますけれども、全国保険医団体連合会というのがあります。お医者さんの集まりです。これは待合室なんか無料でどうぞ持って行ってくださいという普及版のパンフレットです。そこにこう書いてあります。身体障害者手帳など交付されていなくても常時寝たきりの人は障がい者になります。申請や認定は必要ありませんと書いてあります。常時寝たきりの人はどうぞ引いてくださいというのが国の法律です。税務課長に聞きますけれども、医師の診断書などにより確認するとなっています。どこを調べられたんですか、そうになっていますか、医師の診断書で確認する。

#### ○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

障害者控除の件でございますが、所得税法、地方税法の中に、常に就床を要し、これは先ほど市長答弁の中にございましたけれども、複雑な介護を要する方については、特別障害の該当ということになってまいります。答弁の中で診断書等で確認をしということについては、八女市としてはケースはございませんが、税務署等で確認をいたしまして、そういう場合があったらどうするのかということで、医師の診断書等で確認するしかないですよということでお伺いしておりますので、こういった回答となっているところでございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

実は私もこれを知ったのは去年の暮れでした。それで、本当かなと思っていろんな専門機関に問い合わせしました。しかし、このとおりでいいですよという専門家の意見でした。しかし、なおちょっと不安があったので、八女税務署に行ってきました。そうしたところが八女税務署が二転三転しました。中には珍回答をしてきて、おしめの領収証を付けてくださいとか言い始めましたので、何がそういうことはありますか、医療控除のおしめの領収書で判断をさせてもらいますと言うけん、医療控除というのは100千円以上もしくは所得の5%以上でないと引かれませんか。ですから、誰でもかんでもが医療費控除を受けるわけじゃないので、医療控除を出さん人はどうなりますかと言ったら、税務署がちょっと待ってくださいと、それっきり戻ってこんどですよ。どっかに問い合わせされたんでしょうけど、あんまり待たせますので、もう帰ってきたんですけども、また改めて行きました。そしたら、税

務署がこのようにやっていただいて結構ですということです。実際、国税局のホームページも調べました。8項目あります。1番と最後にこれが載っています。ほかのは全部交付を受けている人、判定された人、福祉事務所の認定を受けた人、障害者手帳交付を受けている人、労働大臣の認定を受け、ずっと載っています。ところが1番と最後のは、今年の12月31日の現況で、引き続き6か月以上にわたって身体の障がいや寝たきり状態で複雑な介護を要する人は特別障害者となります。何もここには書いていないんですよ。認定が必要とか障害者手帳に記載が必要とか何も書いていないんですよ。

○議長（角田恵一君）

森茂生議員に申し上げます。時間が迫っておりますので、まとめてください。

○17番（森 茂生君）

ですから、八女税務署すら認識がないもんですから、ぜひ混乱を避けるためにこういう人たちも認定していただければそれで十分なんです。税務署すらはっきり知らなかったの、なかなかそうなってしまいますので、きちっと八女市がそういう人たちに認定書を発行すれば事務がスムーズにいくわけです。下手な混乱が起こらんわけです。ですから、ぜひスムーズに出していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時52分 延会